

大蔵委員會議録 第七号

昭和二十五年十二月二日(土曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長代理 理事小山 長規君
理事奥村又十郎君 理事西村 直巳君

佐久間 徹君 有田 二郎君
宮地英俊君 島村 一郎君

宮崎 靖君 三宅 則義君
川島 金次君 内藤 友明君

出席政府委員 西川甚五郎君
大蔵事務次官 平田敬一郎君
大蔵事務官 (主税局長) 舟山 正吉君
大蔵事務官 (銀行局長) 黒田 久太君

委員外の出席者 専門員 推木 文也君
専門員 黒田 久太君

十二月二日

特別鑑査復旧特別会計法案 (内閣提出第二六号)

未復員者給与法の一部を改正する法律案 (内閣提出外十八名提出、参法第一号) (予)

の審査を本委員会に付託された。
本日の會議に付した事件
連合審査會開會に關する件
國民金融公庫法の一部を改正する法律案 (内閣提出第六号)
所得税法臨時特例法案 (内閣提出第一号)

砂糖消費税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一〇号)
揮発油税法の一部を改正する法律案

第一類第六号

大蔵委員會議録第七号 昭和二十五年十二月二日

(内閣提出第一号)
物品税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一七号)

特別鑑査復旧特別会計法案 (内閣提出第二六号)

○小山委員代理 これより會議を開きます。

所得税法臨時特例法案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、揮発油税法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案の四法律案を一括議題といたしまして、前會に引き続き質疑を継続いたします。

○三宅(副)委員 私は今回の税法改正に對しまして、大蔵當局並びに議員各位の熱意によりまして、だん／＼と改善せられつつある姿を見まして欣快にたえません。ことに戦時中できました物品税等についての改廃は、おそらく將來は全廃せられることと信ずるのであります。しかも本年度におきましても、大分改善せられたと見えるのであります。そこで根本のことを平田主税局長にひとつお尋ねいたしたいと思

います。私どもは法律を審議し、その内容を検討しつゝあるのであります。要するにこまかいことは政令によつてつくるというのが、今までの官吏の方の常套の手段であると思つてあります。もちろん、あまり細部にわたることとは急速に法律化できないということになりますれば、恕すべき点もないで

はございませぬが、むしろこうしたような根本的に改廃しようという熱意をもつてつづられた場合におきまして

は、施行規則と申しますか、細則に對しなすも、なぜこれを御一緒にお出しなすのであろうか、こう思つておられますか、しかし何か腹案を持つておられましようか。それについて平田主税局長の明快なる御答弁を得たいと思ひます。

○平田政府委員 物品税につきましては今お話のように細目の免税点、あるいは大きな課税品目の中で、さらにこまかい品目をどの程度取入れるかという前につきましては、從來から実は政令にゆだねて参つておりました。私どもでできる限り法律で定めるといふ方針には異存ないのでございませぬけれど、細目の点になりますと、あるいは年度の途中で若干の変更を加ふる必要が生ずる場合もございませぬ、やはり大体今のような行き方で今後も参りたいというふうな考へておられます。そこで内容を示せという御要求、これはまことにこまかきものでございませぬ、目下輸入に影響のないこまかい問題で、なお若干調査中のものもございませぬ。そういうものも整備次第お手元にお配りいたすつもりでございませぬ。内容は大体前回の申し上げたのと考へます。免税点の細目等につきましては、その資料によりましてごらん願ひよう

に、お願いいたしておき次第であります。なお具体的に御質問がございませぬば、現在考へておる腹案につきましては、御説明申し上げてもさしつかえないと存する次第であります。

○三宅(副)委員 今政府の誠意ある答

弁でありまして、私はその一部分はたしかに了承するわけでありまして、今度の物品税改廃については、大体において當を得ていると私は断定し得られると思ふ。ただ二、三思いついた点であります。ただ二、三思いついた点であります。お伺いしたい点が残つております。この場合資料なり、もしくは記憶に残つておりましたならば承りたいと思ひます。私は今度の改廃について非常によろしい点は、農作物もしくは零細の企業に對して免税せられ、際止されたということを見まして、まことによろしいと思つておられますが、こまかいところから考へますと、零細企業者が数多くいる。しかし生産の工程等が複雑でありまして、なか／＼思ふような把握ができな

いというふうなものにつきましては、第二次的にそういう考慮も加へまして、はずすべきものははずすという考へにいたしておられます。ただしかし、たとえば甲類に屬するやうな物品でございませぬと、相当課税手續が煩雜でありましても、やはり課税することにしておかないと、これは物品税として理論に反することになります。ただ課税すべきであるか、課税すべきでないか、商品自体の性質から行きましては、よほど迷ふやうな物品につきましては、徴税技術等の点も考へて、しか

らばどれをはずすか、こういうやうなことになるわけでありまして、その辺いろ／＼な角度からものさしを當てはめまして、この可否の決定をいたしておるやうな次第でございませぬ。今御指摘のアルバム等につきましても、いろ

は、その物品が一体消費上いかなる性質を持つておるかというのを、最大の中心点に置いておるのでございませぬ。たとえば甲類に屬するやうなものは最も奢侈的であつて、消費者に担税力がある、こういう考へ方からきめております。その他物品税課税に取入れる、取入れないということの主たるねらいは、そのよな点から実は判断を加えておるのであります。ただ今御指摘のよりに、他方におきましては、やはり徴税技術ということもあわせて考へなければなりません。そういう点から考へますと、零細企業者が数多くいる。しかも生産の工程等が複雑でありまして、なか／＼思ふような把握ができな

いというふうなものにつきましては、第二次的にそういう考慮も加へまして、はずすべきものははずすという考へにいたしておられます。ただしかし、たとえば甲類に屬するやうな物品でございませぬと、相当課税手續が煩雜でありましても、やはり課税することにしておかないと、これは物品税として理論に反することになります。ただ課税すべきであるか、課税すべきでないか、商品自体の性質から行きましては、よほど迷ふやうな物品につきましては、徴税技術等の点も考へて、しか

い研究を加えました。やはりアルバムの中には相当な高級品もある。それでは物品税をさらに大幅に整理するときは別でございますが、やはり免税点というふうなものも大体二百円にするつもりでございますが、二百円以上は課税することになります。やはりアルバム等につきましても、相当高価なものは課税するという方針に相なりませぬ。従いまして結局そういう考へ方では免税点を設けまして、今申し上げましたような趣旨に即応するような改正を行つたらどうか、こういう要領で物品税の可否を決定しておるということ、御了承願いたいと思ふ次第であります。

○三宅(剛)委員 今平田局長のお話によつて大分わかつて参りました。確かにアルバムも三越等において代表的に並んでおるものは、一万円とか二万円とかいふようなものもある。相当これは海外のおみやげ品として出るものがあるものであります。そういうものについては当然課税が必要であると思ふ。それは賛成です。しかし中、小学校等における卒業記念のアルバムとか、あるいは採集いたしました植物の見本等をはるようなものについては、免税点は多少政府のお考えと違ふかも知れませんが、二百円よりも少し上げて三百円くらいにしてもらいたいという希望もあるわけでありませぬから、とくと事務当局では御研究願いたいと思ふ。

次に運動具については、御承知の通り大部分は小学校、中学校等においてもやつておることありますから、こゝろいふものはとる必要がないと思ふ。こゝろに載つておりますピンポン

などは、女学校や中学校でやつておりますが、そうした零細なものもおとりになる様子であるか。これも全然なくしてしまふということであるか。もし明細なものがあつたら、承りたいと思ふ。

○平田政府委員 運動具につきましても、お話のような趣旨を考えまして、運動具の中で特に必要性の強いと認められる野球、庭球、ピンポン等のボール類は、今回の改正では課税品目から除外したいと考えております。ただしスキーの用具その他の運動具は、もちろん体育ということもございませぬが、他方において若干の娯楽的要素もございませぬし、やはり今の物品税のシステムの中におきましては、課税から全部除外するのは少し行き過ぎであるという意味で、税率が一般に二割から一割に下りますので、その程度で残余のものについては課税をする考えでございます。

○三宅(剛)委員 それでは先ほどお話しした、かねて主張しておりました藤茶、紅茶等も今度の大幅の削減によりまして大英断を行われるということについては、私は感謝いたします。次に電球であります。もちろん高級な電球はけつこうであります。が、日常使う電球はもろくないと思ふ。ここは電球類と載つておりますので、これは相当高級なもののお話をお話願いたい。

○平田政府委員 お話の通り考えております。普通の電球は全然税をはずしたいと考えております。

○三宅(剛)委員 たいへんよくわかりました。それからこれは零細企業であります。かみそり、爪切り、毛抜きというものはとる必要がないと思ふ。当然これははずしておると思ふ。もしこの機会にわかりましたならば、どの程度に進んでおるか、お話願いたい。

○平田政府委員 大体お話のようなものは、課税から除外する考えでございます。

○三宅(剛)委員 私は物品税についての政府の努力並びに国会議員の努力に對して満足と考えております。將來の基準をいたしまして、通常国会において多少余裕が見られた場合において、さらにこれに対する考慮を払われる余裕を持つておられますか。当分今のままで行くような様子でありますか。それについて平田さんのお話を願いたい。

○平田政府委員 通常国会におきましては、物品税については若干條文等の改正はあるかも知れませんが、課税、非課税、税率等につきましては、これ來年度実行したい。何しろ一月から実行することでございますので、さらに四月からまたかえるということはいかがであらうかと考えております。

○三宅(剛)委員 物品税に対することについては、大部分了承いたしました。なるべく今後一年くらいはかえないう方針であらうかと思ふ。將來は、私どもの構想をいたしましては、物品税はほとんどなくしてしまいたい。というのを中心であらうと思ふ。

○平田政府委員 納税者の数は、二十五年年度の改正によりましても相当減つ

れば、私は全廃したいと思ふ。これが對する當局のお判断を承りたい。

○平田政府委員 物品税はなか／＼めんどろな割合に収入も大したことはございませぬし、業者としてもなか／＼手数が多し、税としてしましてはいろいろ問題の多い税だと考えております。ただ消費税の中におきましては、酒、タバコに対する課税、砂糖などとは並びまして、やはり一種のぜいたく品と申しますか、生活に必要な程度の低い品物につきまして課税のシステムを残すというのには、理論的には非常に妥當な考へ方でございます。そのよな意味において、今すぐこれを全廃するということに行くのはなか／＼問題が多からうと思ふ。財政需要との関連、さらに所得税の負担の軽減の程度等も考えまして、そのよなことについても將來は研究して参りたいと考えております。

○三宅(剛)委員 物品税のことについては、大体今までの改定でけつこうであると思ふ。所得税については多少申し上げたいと思ふ。この前の委員会におきましても質問いたしましたから、なるべくダブルでない程度で申し上げたいと思ふ。私どもは今の税法改正によりまして、所得税の納税者が大分減つたと思ふ。私の観点では大体六〇％くらいの納税者がなくなつたのではないかとと思ふ。政府としては、何人くらい今まであつて、今度の改定によつてどのくらい減じたと思つていらつしやるか。わかりましたらお話願いたい。

○平田政府委員 納税者の数は、二十五年年度の改正によりましても相当減つ

たわけでございます。今度の改正は、本年度いたしましたしては年の中途でございます。申告所得税にはほとんど影響はないわけでありませぬ。勤勞所得税には影響があるわけでございます。が、來年度の予算と併いまして、本格的に改正いたします際に、適確な資料をつつて申し上げた方がよろうと思ふ。一番納税者の多かつた昭和二十四年度は、私ども日本の税の負担が一番多かつた年だと見ております。従つて所得税も一番重かつたと思つておられますが、このときと比べて相

當減るようでありませぬ。昭和二十四年度の納税者は、勤勞所得税の納税者千二百四十二万一千八百八十八人、それに対して今年度の補正予算で最終的に納税者になるであろうという見込の者が千四百八十八万人、これは先般川島委員にお答へした通りであります。來年度は、今の税法を當てはめまして、これからさらに一割減るのではないかと、百万以上減少するのではないかと見ております。それから申告所得税の納税者が昭和二十四年度は七百五十六万人ですが、今年度は農民等の大幅の納税者減がありまして、その結果大体五百三十七万七千人程度になりますから、二十四年度に比べて本年度は二百二十、三十万人の納税者の減少という見込みを立てております。來年度改正によりまして、さらにこの人間が二割近く減るのではないかと見ております。そういうものの正確な計算につきましては、來年度の税制改正並に見積額がきまりました上で、御説明申し上げたいと思ふ。

○三宅(剛)委員 実は一昨日でありましたか、公聴会の際に、所得税法の改

○三宅(剛)委員 納税者の数は、二十五年年度の改正によりましても相当減つ

○三宅(剛)委員 納税者の数は、二十五年年度の改正によりましても相当減つ

○三宅(剛)委員 納税者の数は、二十五年年度の改正によりましても相当減つ

正等につきまして公述人の陳述を聞いたわけであり、日本橋の税務署長の梅澤勘藏君などがここに出て参りまして、もちろん当局でありますから、税の政務はまことにけつこうであるという趣旨を陳述いたしました。私は、第一線の税務署長が、苦情処理とか審査請求とか再調査等に対しては、末端の係官等にまかせることなく、署長、課長が第一線に乗り出して苦情を解決したところ、幸いに署長は、私に第一線に立つて難問題は解決いたしますという趣旨のことを答弁しておりました。平田さんも国税局もしくは国税庁の係官等に指示なさいます場合には、どうか係官が第一線に立つよう、むしろ課長とか署長というものが第一線に立ちまして、これを解決した方が早く行くのではないかと思ひますが、平田さんはどういふふうにお考えしておりますか、承りたいと思ひます。

○平田政府委員 お話の点はもつともございまして、納税者にできるだけ直接署長等が接触いたしました、解決をはかるという方向に行くべきことは当然のことです。そのようなことによつて問題が解決できる場合が相当多いだろうというのを、私も考えざるわけではございまして、まったく同感でございます。

○三宅(剛)委員 今平田局長のお話の通りです。難問題に限つて署長なり課長なりが第一線に立つ、この趣旨を徹底していただきたいと思ひます。次に申し上げたいことは、近ごろ法人会あるいは青色申告会というものが各税務署にできつつあります。もちろん法律ではありませんが、ある意味に

おいて納税を促進するためよろしいという線もありませんが、場合によりますとボスの存在が相当残りはしないかと思ひますが、これに對しまして当局はどういふふうにお考えしておりますか、ちよつと承りたいと思ひます。

○平田政府委員 今の問題は先日三宅さんにお答えしたようであります。これはやはり当局の通牒等の内容を徹底させ、その他納税者の全般的な意見を聞く意味におきましても、非常にいいのではないかと思ひます。

○三宅(剛)委員 そこで税務当局に申し上げるのであります。青色申告会もしくは法人会等については、法律ではないわけでありまして、任意にやつておるのであります。たしかにそれを伝達することについてうまくやりますならばけつこうであります。前の所得税調査員の復活というふうなことを私も一応考えたのであります。この前も質問したのであります。当分はそれを考えないと思ひますが、やはり資料なり参考の文獻等につきましては、業種あるいはその団体の資料をおとりになることはけつこうであると思ひます。どうか末端に至りましてはボスの存在にならぬようにして、しかもまたこれが政府の意思を徹底できますように、運用の妙を期することが必要であると思ひます。それでむしろこれを法律化したらどうかと思ひますが、それについて構想がございましたら承りたい。

○平田政府委員 この問題はたび／＼前の議會から申し上げた通りでありまして、方針は変更いたしておりません。

○三宅(剛)委員 それではよくわかりました。さらにもう一、二点を追加して申し上げたいのですが、地方におきましては税額を決定する上において、昨年の所得に對して地方税がかかるように税法ができておりました。これは政務したらよろうという陳情があるのです。シャウブ勸告には昨年の税額によつてきめることになつておりますが、これは非常に困るといふ陳情を私はたくさん受けておるのですが、政府の方ではこれについてどういふふうにお考えおられますか承りたい。

○平田政府委員 市町村民税の課税標準の問題であります。第二次勸告では、場合によつては源泉課税を認めたり、あるいは所得税式の課税方式を認めたり、あるいは市町村があらば、その余地を残したらいという勸告をもらつておりました。これにつきましては目下研究中であります。なか／＼當年課税というものは御承知の通りむづかしい問題でありまして、市町村が所得税と同じような方式と一緒に乗つてよく消化し得るかどうか、私は非常に疑問があると思ひます。今は御承知の通り国税でまづたあとを泊つかけて、そして若干補正する余地を残しておりますが、所得税式、予算課税式、徴税方法をとりまして、はたして、うまくやれるかどうか、これはなかなか／＼よさそうで、また技術的に問題がありまして、簡単でないであります。しかし、さういふことにつきましてはもつともな場合もございまして、一応研究してみたいと思ひます。

○三宅(剛)委員 もう一点、町村に上りましては郵便局の配達人であるとか、局員であるとか、あるいは小学校

の先生であるとか、農業協同組合に勤めている勤人が、村で一番の地方税を納めるかしらになつておる。そして従来村で二、三番の人が十数倍くらいに落ちておるというわけで非常に矛盾が多いので、これは国税と地方税に關係のあります平田さんなり、あるいは財務委員会等と御研究の上で、どうしても次の国会には出してもらいたいという希望を持っておるのですが、もう一つこれに對する構想を承りたい。

○平田政府委員 勤労所得者も営業者も農家も、みんな前年度の成績に課税しておりますので、負担に不公平があつたとすれば、所得の把握が不十分な結果ではなかつたかと考へるのであります。従ひましてさういふ点につきましては、むしろ市町村民税の課税を契機にいたしまして、大いに公平に所得の課税ができるように、市町村と税務署が協力してやつたらいいと思ひます。しかしこれは所得税でありますから、資産には応じません。資産に依つて納めるのは今度の固定資産税であります。従来は住民税は資産税と所得税の両方が加わつておりましたが、これが今度はつきりと固定資産税と住民税とにわかれて参つたのでございまして、従ひまして勤労者の所得が現実によければ、財産はなかつても市町村民税はよけいに納めるのは当然であります。そのかわり土地家屋等を持つております人につきましては、固定資産税がかかつて来るということで、市町村民税と固定資産税との關係で考へていただきたいと思ひます。

○三宅(剛)委員 まだあと質問したいことがたくさんあるのですが、ほかに御発言があるようですから、本日はこの程度にして次会に譲ります。

(小山委員長代理退席、西村(直)委員長代理着席)

○西村(直)委員長代理 次に国民金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、すでに昨日の委員会におきまして質疑終了となつておりますので、本案を議題といたしまして討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。小山長規君。

○小山委員 私は自由党を代表いたしました。国民金融公庫の資金は、零細なる国民大衆の生業資金として融資せられておるのであります。すでに第七国会において増資いたしました分につきましては、政府当局の説明によりますと、九月においてすでに資金枯渇の状態になつておりました。一日も早く資金の分量を増加することは、国民大衆の熱烈な希望であるのであります。そこでただいま提案になりましたように、本年度の分として、とりあえず十億円を増資しようというものが本案であります。聞くところによりますと、さらに来年度においては二十億の増資をなし、また預金部資金の借入れ等を行なひまして、相当金額の国民大衆のために貸与する資金源をつくりたいというのが、政府当局の意向のようでありまして、この資金の分量等については、われわれにおいてもいささか足りないというふうな感じを持ちます。けれども、本法律案に關しまする限りは、一日も

早くこれらの法案が成立いたしましたし、國民大衆が熱望しております。この零細企業資金が、國民の間に一日も早く融資せられるように促進したいというその熱意におきまして、賛成するにやぶさかでないのであります。

以上をもちまして賛成の討論といたします。

○西村(直)委員長代理 内藤友明君。内藤(友)委員 本案に對しまして、條件付で賛成いたします。

條件の第一は、さらにこの資本金をふやすこと、第二は、政府は農林漁業に對する金融措置をほんとうにやること、この條件を付しまして賛成いたします。

○西村(直)委員長代理 川島金次君。川島委員 私は日本社会党を代表いたしましたし、本案に對しては、強い要望を付しまして賛成いたしましたと思ひます。

昨今における國民經濟の實情からいまして、ことに中小庶民金融の重要性が一段と加わつて参りました。少くとも政府は積極的にその金融対策を講ずべきであると思ひます。

この國民金融公庫法の一部を改正して増資をいたすという意圖は、了とするものであります。その増資たるやわずかに十億、総額四十億という資本金にしかすぎない。かくのごとき僅少な資本をもつていたしましては、現実に當面いたしておきます一般庶民層の深刻な金融難に對処することは、まったく不可能と言つてもいいくらいな事情であるのであります。ことに政府は、國民大衆から吸い上げておきます預金部等にも、相当大膽な

余裕金があるにもかかわらず、この蓄積された資金を大衆のために使わせるという考えを持たないということなどは、われわれの承服しがたいところであるのであります。本来は、われわれは資本金の政府が全額を出資するものとし、財政事情の許す限りにお達するより予算措置を講じなければならぬという、一種の拘束的な改正案を出して、すみやかにこの困難な金融難打開の方策を立てるべきであるという考え方を持っておつたのであります。が、不幸にいたしまして時間的に関に合いませんので、残念ながらこの改正案を出すことを一時保留するのやむなきに至つた次第であります。政府はよろしく現在の國民經濟の實情に即応いたしまして、少くとも明年度の新しき予算におきましては、さらに本金融庫の大膽な資金増額を断行すべきであるといふことを、強く要望する次第であります。

次に要望しておきたいことは、先般も委員会の席上で一応申し上げておいたのであります。借入れの際に、本来ならばすえ置き期間というものがあるが、置としてはあり得るのであります。實際にはこれが適用されておらないし、借受人はその翌月か、やおうなしにただちに月賦償還に應じなければならぬという形になつておる。これは金融公庫の設立の趣旨、また金融公庫の金を借入れする側の經濟實情に即しまして、まことに合理的ではない形であると私も信じております。せつかくすえ置き期間の措置があるのをごいいますから、實際に即してで

きるだけ適用し、借受人の便に供し、かつまた貸金の回収にも円滑をはかるという二つの趣旨を推進してもらいたいということ、第三には、この公庫の金利が、全般的な今日の金利傾向からいまして、若干高いという感じがいたしますので、この金利問題も、来るべき新年度におきましては、政府はすみやかに新たな検討を遂げて出直してもらいたい。以上三つを強く要望いたしました。本案に賛成いたします。

○西村(直)委員長代理 米原利君。米原委員 私は日本共産党を代表しまして、政府に對し三つの條件を付しまして、本案に賛成するものであります。

中小企業が非常な金融難に陥つてい現在、非常にわずかでこれだけではとうてい解決できる問題ではないけれども、少くともこの年末にあつて十億でも増加するということ、そしてこの國民金融公庫が庶民金融の面でも若干の実績をあげているという点において、われわれはこれに賛成するにやぶさかでないのであります。ただ、本案の質疑の経過からわれわれが感じました点について、三つほどの強い要望を條件として付したいと思つるのであります。

第一は、政府委員の説明でも、全国各地の支所が大体各府県にできるような状態になつて来たという話でありましたが、まだ各府県の郡市にそういう支所が拡充されるまでに至つていないという点で、少くとも各府県一つの支所を確立すること、それから各郡市に取扱所を置くこと、これを急遽に拡充してもらいたい。これが第一の希望

條件であります。第二に資金の点であります。ただいま川島君からも指摘がありましたように、少くとも百五十億円以上、これができるだけ早く拡充するようにしていただきたい。第三に、これは昨日の質疑でもわが党の竹村議員が指摘されましたとき、政府委員からもその点を了承されたのであります。少くとも貸付から月賦償還期までの期間を最低六箇月のすえ置きとすること、こういう條件をできるだけ早く実現されるように要望しまして、本案に賛成するものであります。

○西村(直)委員長代理 討論は終局いたしました。次に本案を採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立をお願いいたします。

(議員起立)

○西村(直)委員長代理 起立総員。よつて本案は原案の通り可決されました。

なお本案に関する報告書作成及び提出の件につきましては、委員長に御一任をお願いいたします。

○西村(直)委員長代理 さらに所得税法臨時特例法案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、揮発油税法の一部を改正する法律案、及び物品税法の一部を改正する法律案の四法律案を一括議題といたしまして、前回に引続き質疑を継続いたします。

○小山委員 物品税の今度の改正につきましては、法案並びにこの法案の提出説明を見ましても、非常にすつきりした形になつておると思つるのであります。

すが、ただ一点、これは國民大衆がおそらく聞かんとするところであると思つてあります。けれども、紙の課税を廃止せられなかつた理由について伺いたしたいのであります。○平田政府委員 紙を非課税にするかしないかにつきましては、いろいろの角度から検討いたしましたのであります。が、何しろ紙は物品税の収入のうち、一番大きな収入を占めておられて、これをはずすかはずさないかは、実は相当全体の収入に影響があるのであります。従いまして私ども財政収入をえ許せば、紙はずしたいという希望は持つてゐるわけでございます。が、来年度の予算に關連いたしました。お租税収入としましては、一方で減税しつつ他方におきましては相当収入を期待するといふような事情もございまして、今回は税率を五%程度に引下げまして、今回は税率を五%程度に引下げまして存置するといふ方が、全体の見地から考えましていいだらうという考案で、このような案にいたしました。な次第でございます。一側で存置するのはいかにもこのほかの物品と公平を失します。五分程度の課税でございます。それは安当じやないか。それからもうひとつ考えますと、用紙の方は相当生産もふえつておりますし、しかも売れ行きも増加しつてあるのをごいまして、はたして紙を全廃いたしました。償段が完全に下るかわらないか。その辺のところにつきましても、若干の危惧があるわけでございます。せつかく物品税は全部はずしたが、紙の償段は下らないということになりました。これはまた物品税の本旨に一致した結果にも相なりませんので、まづこの程度の改正を行いました。

今の段階の紙界の事情等に照らして
妥当ではないか、こういう点もあわせ
織り込みまして、原案のような改正に
いたしました次第でございます。
○小山委員 たいだいまの説明で了承
いたしました。

次に今年度補正予算については八億
一千万の減収を見ておるのであります
が、来年度は、この説明に書いてある
通りに、従来の百七十二億よりもさら
に百二億の減収になる、こういうふう
にこの説明は読むのであります。そ
れとも百二億円の減収になるというの
は、相当な増収を見込んでのものであ
りまして、この減収の結果において百
二億の減収になるというのか。どうも
わからないけれども、本年
度の予算における百七十二億が百二億減
るのか、あるいはそうでなくて、いわ
ゆる税法上の減収であるのか、その辺
の説明をお願いいたします。

○平田政府委員 最近の物品の生産の
状況、売れ行き状況等を考えまし
て、来年度はある程度自然増収が出る
と思っておりますが、そういうものに比べま
しての数字でございます。

○小山委員 まだおわかりにならない
かもしれませんが、来年度は物品税を
どの程度に見ておいてになりますか。
○平田政府委員 まだ正確な数字はき
めていないのでございます。大体今の
税法で見ますと百億くらいは減るだろ
うと、ごく概数として御参考までに申
し上げておきますことを御了承願いた
いと思っております。

○米原委員 私が最初にお尋ねした
のは、今度の税制改革で、昨年の臨時
国会でも同じようなことが問題になっ
たのであります。税法上は減税にな

ついで、実際上は税金がふえてい
る。これについては「の意見は
別として、いわゆる自然増とい
ものが相当多く出ているわけであり
ます。税制を改正すれば六十八億円ほ
どの自然増が見込まれるということに
なっているようでありまして、いわゆる
自然増の根拠を少し説明していただき
たいと思っております。

○平田政府委員 最近お手元に補正予
算の説明としまして、相当詳細な説明
を突はしお配りいたしておるわけでござ
います。これを一々御説明すればわか
るわけでございますが、そのうちおも
な点だけを申し上げたいと思っております。
大体この前も申し上げましたよう
に、当初予算は昨年の九月水準、突は
九月の貸金物価等の水準を予定しまし
て編成いたしましたわけでございます。その
後いろいろ情勢の変化等もございま
したので、今回の見込みは最近の状況
をもとにしまして計算をいたしてお
ります。しこうしてふえるものはふや
す、減るものは減らす。それで勤労所
得税、法人税は相当増収になつてお
ります。申告所得税は三百三十億の
減収を立てており、再評価税等の実績
が明らかになりましたので、減る分は
減らすというので、この分も九十七
億程度減を立てております。そうして
全体といたしまして、彼此比べますと
六十八億程度の自然増収が出て来
る、こういう計算をいたしましたのでござ
います。そうしまして増収を出してい
る問題は、勤労所得税と法人税でござ
います。これは予算説明にも説明い
たしておりますように、すべて最近ま
での課税実績をもとにして計算いたし
ておるのであります。つまり勤労所得

税でございまして、本年の四月から十
月までの収入実績が、すでに六百二十
三億一千九百万円ほど国庫に現実に入つ
て来ております。今後どういふふう
に入つて来るかを少し見込んだわけであ
りまして、その見込み方といたしまし
て、これはなるべく最近の実績をもと
にした方がいだらうというので、ま
ず一月分の収入額を幾らに見るかとい
う計算をしてみました。その際に大体
やはり八月から十月までの平均額をと
つた方がよいのではないかというの
で、その月平均額が百一億六千七百万
円になつておるのであります。これ
を、あと五箇月ございまして、五を
乗じまして五百八億三千九百万円をま
ず見る。そのほかに八月から十月
までは賞与のない月でございまして、そ
ら、年末の賞与の分を加算する。その
額を一月分の四七・四％、これは前年
の実績等に依りまして見積ります。す
なわち四十八億九千九百万円、それから
いつもございまして、翌年度にな
りましてから、前年の分が整理期間中
に入つて来る収入がございまして、四
年度が四月までございまして、四
月に入つて来る分を二十五億四千二百
万円、これをプラスしました。さらに
今度公務員の給与ベースの改正で増が
ございまして、その増、年末給与の分が
二十億九千九百万円、給与の引上げ分が
来年度の一月から三月までの分として
十三億四千九百万円、合せまして三十四
億三千九百万円、この数字をさらにプ
ラスいたしました。そうして出て来ま
した数字が千二百三十九億四千七百万
円でございます。さうして、増収の見
方は、私どももごく最近
までの事実に基づきまして見積つてお

わけでございます。これは当然のこ
とでございます。参考までに申し上げ
ますが、昨年の九月に比しまして、こ
の九月の全産業の名目賃金は一割
七分増加いたしております。裏から申
し上げますと、そのような賃金、給与
の増加がこのような実績の増となつて
現われて来ているのじやないかと見て
いるわけでございます。今回は年度
の途中でもございまして、最近まで
の実績をもとにしまして、できる限り
見積りの的確を期するために、このよ
うな計算方法を採用したようなわけで
ございまして、それに対して、今回
の所得税法の改正案を当てはめま
すと、二・二五箇月分でございます。一
般給与二箇月分、すなわち一月及び二
月分、歳入は三月分は翌年度に影響し
ますので、民間企業の方は二箇月分、役
所の方は俸給支払い後だけに納める
ことになつておりました。三箇月分
響くわけでありまして、それを平均しま
して、二・二五箇月分と見てお
ります。二・二五箇月分と見ても、
それが、先般申し上げました年減額額三
百億の二・二五箇月分でありまして、
それが五十六億三千九百万円となり、こ
れは減税による額を見込んで、差引補
正予算に計上したわけでありまして、従
いまして給与所得税に関する限りは、
相当確実であるということを確認いた
しております。

それから法人税につきましては、最
初当初予算では三百八十六億円見込
んでいたのであります。それが最近ま
での実績に基づきまして、百八十六億
の増収を出しまして、五百七十二億七
千八百九百万円と見込んでおります。こ
れもすべて最近までの実績を基本にいた
しております。すなわちことしの四月

から十月までの実績が二百九十九億七
千四百九百万円ほどです。入つており、こ
の実績に基づいて今後幾ら入るだらうと
いうことを見たいわけでありまして、法人
税は月によつていろいろ異動がありま
すので、毎月の平均を最近の状況で出
すわけには参りませんから、前一箇年
に入つた法人税の総収入に對しまし
て、四月から十月までに入つた額は、
前年度の何割であつたかという数字を
押えたわけでありまして、その数字を
押えますと、昨年の法人税の全体の収入
に對しまして、昨年の十月までに入り
ました分が四一・七％になつておりま
す。従いまして十一月以後に入つて来
る分は、一〇〇から四一・七を差引
た五八・三％下期に入るといふ計算に
なるわけでございます。ただ最近非
常に申告の成績がよくなつておりま
す。また昨年は下期に大分更正決定で
ふえた分等がございまして、その分
は若干下期に入る分を割引した方がい
いのではないかと、それを一
割一分差引まして、下期に入つて来
る分が五三・七％と押えたのでありま
す。すなわち昨年と比べて、その
額を出しますと、三百四十六億七千七
百万円入つて来ることになりまして、そ
れを単純に合計しますと、六百四十六
億円くらいになるのであります。これ
に税法改正の関係を織り込みましたわ
けでありまして、すなわち、ことしの
上期には起務所得税はまだ相当入つて
おりますので、その分を約一〇％と見
込みまして、三十四億円を見込みまし
た。さらに再評価をやりまして、減価
償却費がふえ、それで減る分がござ
います。その分も上期にはほとんど影響
がなく、下期でございまして、その

から十月までの実績が二百九十九億七
千四百九百万円ほどです。入つており、こ
の実績に基づいて今後幾ら入るだらうと
いうことを見たいわけでありまして、法人
税は月によつていろいろ異動がありま
すので、毎月の平均を最近の状況で出
すわけには参りませんから、前一箇年
に入つた法人税の総収入に對しまし
て、四月から十月までに入つた額は、
前年度の何割であつたかという数字を
押えたわけでありまして、その数字を
押えますと、昨年の法人税の全体の収入
に對しまして、昨年の十月までに入り
ました分が四一・七％になつておりま
す。従いまして十一月以後に入つて来
る分は、一〇〇から四一・七を差引
た五八・三％下期に入るといふ計算に
なるわけでございます。ただ最近非
常に申告の成績がよくなつておりま
す。また昨年は下期に大分更正決定で
ふえた分等がございまして、その分
は若干下期に入る分を割引した方がい
いのではないかと、それを一
割一分差引まして、下期に入つて来
る分が五三・七％と押えたのでありま
す。すなわち昨年と比べて、その
額を出しますと、三百四十六億七千七
百万円入つて来ることになりまして、そ
れを単純に合計しますと、六百四十六
億円くらいになるのであります。これ
に税法改正の関係を織り込みましたわ
けでありまして、すなわち、ことしの
上期には起務所得税はまだ相当入つて
おりますので、その分を約一〇％と見
込みまして、三十四億円を見込みまし
た。さらに再評価をやりまして、減価
償却費がふえ、それで減る分がござ
います。その分も上期にはほとんど影響
がなく、下期でございまして、その

から十月までの実績が二百九十九億七
千四百九百万円ほどです。入つており、こ
の実績に基づいて今後幾ら入るだらうと
いうことを見たいわけでありまして、法人
税は月によつていろいろ異動がありま
すので、毎月の平均を最近の状況で出
すわけには参りませんから、前一箇年
に入つた法人税の総収入に對しまし
て、四月から十月までに入つた額は、
前年度の何割であつたかという数字を
押えたわけでありまして、その数字を
押えますと、昨年の法人税の全体の収入
に對しまして、昨年の十月までに入り
ました分が四一・七％になつておりま
す。従いまして十一月以後に入つて来
る分は、一〇〇から四一・七を差引
た五八・三％下期に入るといふ計算に
なるわけでございます。ただ最近非
常に申告の成績がよくなつておりま
す。また昨年は下期に大分更正決定で
ふえた分等がございまして、その分
は若干下期に入る分を割引した方がい
いのではないかと、それを一
割一分差引まして、下期に入つて来
る分が五三・七％と押えたのでありま
す。すなわち昨年と比べて、その
額を出しますと、三百四十六億七千七
百万円入つて来ることになりまして、そ
れを単純に合計しますと、六百四十六
億円くらいになるのであります。これ
に税法改正の関係を織り込みましたわ
けでありまして、すなわち、ことしの
上期には起務所得税はまだ相当入つて
おりますので、その分を約一〇％と見
込みまして、三十四億円を見込みまし
た。さらに再評価をやりまして、減価
償却費がふえ、それで減る分がござ
います。その分も上期にはほとんど影響
がなく、下期でございまして、その

から十月までの実績が二百九十九億七
千四百九百万円ほどです。入つており、こ
の実績に基づいて今後幾ら入るだらうと
いうことを見たいわけでありまして、法人
税は月によつていろいろ異動がありま
すので、毎月の平均を最近の状況で出
すわけには参りませんから、前一箇年
に入つた法人税の総収入に對しまし
て、四月から十月までに入つた額は、
前年度の何割であつたかという数字を
押えたわけでありまして、その数字を
押えますと、昨年の法人税の全体の収入
に對しまして、昨年の十月までに入り
ました分が四一・七％になつておりま
す。従いまして十一月以後に入つて来
る分は、一〇〇から四一・七を差引
た五八・三％下期に入るといふ計算に
なるわけでございます。ただ最近非
常に申告の成績がよくなつておりま
す。また昨年は下期に大分更正決定で
ふえた分等がございまして、その分
は若干下期に入る分を割引した方がい
いのではないかと、それを一
割一分差引まして、下期に入つて来
る分が五三・七％と押えたのでありま
す。すなわち昨年と比べて、その
額を出しますと、三百四十六億七千七
百万円入つて来ることになりまして、そ
れを単純に合計しますと、六百四十六
億円くらいになるのであります。これ
に税法改正の関係を織り込みましたわ
けでありまして、すなわち、ことしの
上期には起務所得税はまだ相当入つて
おりますので、その分を約一〇％と見
込みまして、三十四億円を見込みまし
た。さらに再評価をやりまして、減価
償却費がふえ、それで減る分がござ
います。その分も上期にはほとんど影響
がなく、下期でございまして、その

から十月までの実績が二百九十九億七
千四百九百万円ほどです。入つており、こ
の実績に基づいて今後幾ら入るだらうと
いうことを見たいわけでありまして、法人
税は月によつていろいろ異動がありま
すので、毎月の平均を最近の状況で出
すわけには参りませんから、前一箇年
に入つた法人税の総収入に對しまし
て、四月から十月までに入つた額は、
前年度の何割であつたかという数字を
押えたわけでありまして、その数字を
押えますと、昨年の法人税の全体の収入
に對しまして、昨年の十月までに入り
ました分が四一・七％になつておりま
す。従いまして十一月以後に入つて来
る分は、一〇〇から四一・七を差引
た五八・三％下期に入るといふ計算に
なるわけでございます。ただ最近非
常に申告の成績がよくなつておりま
す。また昨年は下期に大分更正決定で
ふえた分等がございまして、その分
は若干下期に入る分を割引した方がい
いのではないかと、それを一
割一分差引まして、下期に入つて来
る分が五三・七％と押えたのでありま
す。すなわち昨年と比べて、その
額を出しますと、三百四十六億七千七
百万円入つて来ることになりまして、そ
れを単純に合計しますと、六百四十六
億円くらいになるのであります。これ
に税法改正の関係を織り込みましたわ
けでありまして、すなわち、ことしの
上期には起務所得税はまだ相当入つて
おりますので、その分を約一〇％と見
込みまして、三十四億円を見込みまし
た。さらに再評価をやりまして、減価
償却費がふえ、それで減る分がござ
います。その分も上期にはほとんど影響
がなく、下期でございまして、その

分を三十九億四差引きまして、それを出て来ました数字が五百七十二億七千八百四十四という数字でございます。従いまして法人税の収入見込みも相当確実で、むしろ最近の九月の決算状況等を見ますと、私どもとしては自信たっぷりでございます。法人税は大丈夫だと考えております。

それから問題は申告所得税であります。これは当初予算千五百三億五千万円に對しまして、三百三十二億円の減収を見ております。これは幸いにしまして、本年度から予定申告は前年の実績基準で申告するようになりまして、予定申告で前年実績で申告すべき額というものは比較的是つつきりしたものが出来たわけでありまして、それをもとにしまして計算いたしましたのであります。昨年をもとにしまして、今年度については税法の大改革がありまして、いろいろ推定が入つて来ますので、改正後の税法を当てはめました。昨年の実績を基準にした本年の予定申告の実績額については、十一月の農業の分は若干の見積りをしておりまして、大体実績に基きまして、その額をスタートにして計算したのであります。こうして計算しました場合に、農業におきましては生産が前年度二%、物価が、マル公の引上げによつて一六・六%、米の公定価格は二割強上る見込みでございます。また野菜等の値下り等の関係もございまして、平均いたしまして一六・六%、それを合せたものが一八・九%、これだけが前年実績をもとにしたのに対して、今年の農業所得はふえることになるという計算をいたしましたわけでございます。それから営業所得については、生産が最近

の状況にかんがみまして、前年に比べてまして一五・四%ふえます。それから物価は、これは消費者物価指数等は御承知の通り昨年に比しましてあまり上つておりません。しかし生産物物価指数が上つておりますので、兩者を加えてまして〇・四、大体前年平均と同じでございます。今年一年の物価平均から見、営業者の所得については一割五分九厘の増になるのであります。税法改正によつて申告成績も大分よくなり、役所の能率もふえまして、御承知の通り営業所得におきまして、捕捉に不十分な点がございまして、これは御指摘の通りでございます。そういう点を八%見込みまして、二割五分二厘の増加を営業者については見ております。その他のものについてはそれと考慮いたしまして、申告所得は全体として二割一分一厘の所得の増となり、それで計算して当てはめてみますと、千九百九十四億円の税金額が今年の賦課見込みとなるのであります。それに対して本年度中に入つて来る分を七五%と押えまして、本年度の申告所得税は従いまして八百九十五億五千二百万円、このように見込んでおられるわけでございます。それに過年度分の滞納から入るものが二百七十五億五千六百万円、これは当初予算の見込みと同額でございます。それを合せたものが千七百一十一億八百万円、こういう数字になるのであります。当初予算と違ひますのは、先般も申しましたように、今度は税務署で誤謬訂正をした後の前年実績が、予定申告に表われておられるわけでありまして、従いまして正味のところを押えたわけでありまして、今までは当初決定をもとにして、それに所得の増等

を適用いたしました。それでこの当年に幾ら入つて来るか。徴収歩合でその辺のところを少しやくする目安にしておいたわけでありまして、今回はつきりした所得がございまして、それをものとして計算したものであり、その辺のところを当初予算の見積りに比べてまして、かわつて来ておられる大きな理由であります。その原因は税法の改正に際しまして、いろいろこまかく見込んでおられるわけでありまして、合算等の廃止による影響が、私どもの見方よりも農業、小営業者等において大きかつた点もあるようでございます。でありますけれども、いずれもそういう点は予定申告をもとにしまして、全部今度の改正を織り込んだものを基本にして見ます。そういう意味で今までもスタートがより確実なものを基礎としておるといふ意味で、今回の方が今までのよりも確実な見積りになるのではないかと、このように存じております。問題は決定見込額の七五%が入つて来るか来ないかという問題であります。最近の経済情勢は若干好転を示しておりますので、私どもとしてはこの程度の収入を申告所得税から期待いたします。妥当ではないかというように考えておる次第でございます。

○農林委員 ただいまの申告納税の税収見込みについて、徴収歩合が総合して七五%であつて、これは確実である。この御説明としては、本年度は特別に誤謬訂正などの内容にかたいところを見込んでおる、こういう御説明であります。昭和二十四年度の徴収歩合は六三%であります。今の見込みは七五%で、一二%よけいに見込んでおる、誤謬訂正は見えておるといふ御説明

でありまして、この予算の見積りの中には私は見えてないと思う。なぜならば、申告所得税の今度の見積りの基本は七月の予定申告であります。七月の予定申告というものは、昨年の税務署の更正決定を一応土台にして申告をさせておるのであります。これに対しては減額承認の制度はありますが、これは申請者のほとんど二割程度しか認めない。従つていよいよ確定申告の際には、一端申告は出つてありまして、相当問題がある。それだけでなしに、その上に生産物価その他の増収を見込んでおる。これが二一%見込んである。この二一%の中には、相当更正決定の徴収歩合は非常に悪い。昭和二十四年度では三割程度しか入つていない。このことを考えると、ただいま誤謬訂正は見えておるとおっしゃるが、どうも私たちが誤謬訂正を見ておるようには理解できないのであります。その点もう一度伺いたいと思つております。

○平田政府委員 予定申告の課税の基礎になりました所得金額というものは、二十四年度の当初決定額から、その後審査の請求がございまして、誤謬訂正をしたあとで二十四年度の所得金額が基礎になつておるのであります。もちろん審査請求者のうち若干はたとえ大阪局のように少し書類が遅れておるところがございまして、これはお話の通に若干問題がございまして、ほとんど大部分のものにつきました。審査処理後の二十四年度の課税決定額が予定申告の基礎になつております。それをもとにいたしました算定いたしております。今までは二十四年度の当初決定を突はもとにして、算定いたした

いたわけでありまして、今年も正確に申しますと、当初決定では総額千九百億強ということになつております。それが予定申告の基礎になりました当時の訂正後の所得税額は、千七百億強であつたのであります。千九百億を基礎にいたしますと、お話の通り徴収の歩合等につきまして、七五%見るのがいいかどうか、そこに問題が出て来るだらうと思つております。千七百億、これは前年度の税額千七百億に相当した課税基礎をもとにして計算いたしておりますので、本年度としては七五%は妥当じゃないか。またこの程度は入つて来なければ、勤勞所得者との負担のバランスもはかり得ない。国税庁におきましては調査の的確を期しまして、一方においては申告調査も極力上げまして、それによつて納税の促進をはかると同時に、先般から申し上げております営業者等につきましても、三割ないし四割の実額調査を励行いたしまして、更正決定後の紛糾を少くすると同時に、決定した税額は確実に入るように勉強いたしておる次第であります。その点を考えあわせると、今後さらに物価等が下落したり、著しくデフレ的な現象を生じない限りにおいては、私どもはこの程度が妥当じゃないか、このように考えております。

○農林委員 少し私に満足できない点があると思つております。この御説明では、七月の予定申告には誤謬訂正は相当見えておる。千九百億を千七百億に二百億落しておる分をやつておるのだ、こういうことではあります。実際は私はそれはならぬと思つて、と申しますのは、七月の予定申告は六月十五日限りで減額承認を認めておるのであ

りまして、七月の予定申告は六月十五日限りで減額承認を認めておるのであ

りますから、それ以後の減額承認は認めていない。それから七月三十一日限りであり、七月三十一日までに誤謬訂正は全部私が出盡しておると思えない。現在滞納四百億余りの中にまだあるのじやないか。税務当局では審査は済んでおると言われますが、現実には税金が入っておらない。現実には税金が入っておらないという事は、審査が済んでも納税者が納得しておらないという事実が多い。そういうことの議論のよしあしは別として、現実には徴収歩合が上がるか上らないかという議論になれば、誤謬訂正は十分に見積られておらないということに、私は結論づけられると思います。しかも二割以内の減取ならば、これは原則として前年度の実績で行こう、こういうことでありますが、確定申告においては、二割以内の減取というものは相当現われて来ると思う。ところが生産物価その他増取になる率は相当ここで見込んでおられるが、減取の率というものはここに一つも見込んでいない。この意味では私ほそこ相当余分に見られた分があるように考えられます。

○平田政府委員 今の点は、確かにお話のような要素があることは、私どもも否認するものではありません。すなわち予定申告になりました基本の中に、まだ審査が未決でありまして、その後減つたものもあると思えます。しかしその額は全体からいいますとわずかだ。もちろん人によつては、なおいまだ審査が決定していない納税者もございまして、大体におきましては予定申告まで処理いたしております。数から申し、あるいは総額に響くものとしては、ほとんど大部分は済んでい

る。ただ大阪局において大分残つておるところがあるように聞いておりますが、これは若干あることは確かにあるのであります。問題は額の問題で、額の問題につきましては、私どもはそれほど大きな額ではないと思う。大体は予定申告できまされた税額が前年度の最終課税額に近いと、かように考えております。なおそれに関連いたしまして、こういう点もあるのであります。と申しますのは、個人におきまして調査に少し時日を要したために、その後におきまして調査した結果、申告に対してふえておるものも相当あるのでございまして、そういうものもございまして、今お話のような未決のものも若干ございまして、概して申し上げることを申すことができるというところを、御了承願いたい次第でございまして、詳細な点はこまかい数字に分析してみないと御納得できないかと思ひますが、私どもがデータを集めまして判断いたしました結果は、さやうなことになつております。

○米原委員 局長の説明で大体わかるのですが、一点ちよつと不可解に感ずる点があります。法人税の昨年度の四月から十月までの実績が四一・七%ですか、それをもとにして十一月以後が五八・三%入る、こういう計算が一つの要素になつておるようでありまして、今年六月末に起りました朝鮮事変の影響を受けて、相当特需景気というものが起つておるわけですね。先日の公聴会で公述人の一部の方からもさやういふ点の指摘がありました。相当大きな利潤を上げておる。ところによつて、前年の三月、四月までと比べて四

十倍も利潤を上げておるところがあるという例を、この前話されたようでありまして、相当これは大きなものであると思ふ。ところが四月から十月までが、前年は大体四一・七%入つておるので、今年も同じ割合でこれを計算したという事は、増収をむしろ少く見積つておると考えなければならぬ。この点が一つ疑問なのですが、伺いたしたいと思います。

○平田政府委員 その点は先ほど申し上げましたように、昨年は実際におきまして、年度末ごろに更正決定の未決を相当処理いたしまして、大分よけいに入つて来たやうな事情もあるのでございまして、お話のような見方は、まことにさやういふ見方も有力な見方としてあると思ひますが、しからば今の段階でどの程度ふくらましたらいいか。これはなかなかむずかしい問題でございまして、私どももいたしましては、一応今までの実績をもとにいたしまして、なるべく的確な見積りをしよう、こういう意味で法人税の見積りをした次第であります。今年の九月の決算等の状況を見ますと、相当これでもまだ内輪の見積りになると思ひますが、これは今後の推移を見なければわかりません。しかし法人税に関する限りは、一般に水ぶくれというお話でございまして、こんなふうなことを絶対になさなければならぬ、そんなことは絶対ないと思ひます。

○米原委員 そうしますと、その特需景気の影響というものは、今後出て来るかもしれないけれども、一応現在のところこの程度で計算しておるといふことになるようでありまして、あまりその影響というものを考えておらない

ように逆に見えるのですが、そうしますと、これについて聞いておきたいのは、今度の補正予算が出るにあたりまして、新聞、雑誌なんかには、相当以前からその内容の一部が伝えられておつたわけですね。その当時の新聞雑誌を見ますと、政府の原案では自然増収は確かに二十五億くらいしか見積つてなかつた。ところがそれがドッジ氏が来られた、この点非常に不可解にわれ／＼は感じておるわけですね。さやういふ点について、どういふわけであつたかという点を、さらに説明願いたいわけですね。

○平田政府委員 今米原さんは二十五億と六十八億というようにおっしゃいましたが、元と比較していただきたいのです。と申しますのは、税収の全額が四百四十六億なんです。それに対して、最初は経済情勢の見通し等もつきがたかつたものから、大体給与ベースの改訂に伴うはね返りの関係、これは少くとも増収を見てもいいだろうというので、二十五億程度と実際に見ていたわけでございまして、それに對しまして、今申しましたように、十月までの課税の実績が明らかになりましたので、それを若干繰り込んだわけでございます。繰り込んだ結果、六十八億程度の増収を見込み得るといふことになつたわけでございますが、これはいづれも四千四百四十六億に對しまして、六十八億の増収であり、最初は二十五億の増収を見ていたということでございますから、これは本年度に對しましては、若干増収いたしました。これはほとんど差から申しますと、それほどの差ではない、このよう

に見ております。来年度になりまして、これは全期間になりますので、相当影響が出て来るのではないかと、このように見ておる次第であります。従いまして二十五億、六十八億という比較にあらざるして、四千四百四十六億に對して、一体幾らの増収を見積つておるかというところで御判定願いたいと思ひます。

○米原委員 一応さやういふ説明も成立つてしまふが、さやういふと二十億五億最初に見積られたというものは、大体八月ないし九月ごろまでの実績の計算で、さやうなつたというのでございませうか。

○平田政府委員 お話の通り、大体九月に政府の一応の案をつくらされたわけでございますが、課税実績がはつきり出て来たのは七月ないし八月ごろでございまして、その当時の実績に照らしまして、その当時といたしましては、全体としてはこしも収入はあまり増減がないという数字が、いろ／＼検討いたしまして出て参りました。ただ給与の改訂等に伴ひまして出て来る分を増収と見たらどうかというので、二十五億の増収を見積つた次第であります。

○宮橋委員 税法が提案されましたが、最初に總括的な質問を少々やらしていただいたわけでありまして、すでに各委員の質問も相当進みまして、もう尋ねるところはないではなからうか、さやういふ段階まで進んで参つたのであります。そこで当面の法律案の数字とか、あるいは字句とかいふことを少し離れまして、總括的な税の建前について、当大蔵委員会として一応考慮しておかなければならない点を二、三お伺いいたします。

すて昨日大蔵大臣が出て参りました。またその他の機会におきまして、あらゆる意味において日本の資本の蓄積というものを強調せられております。その一つの蓄積の方法として、企業への蓄積、こういうことが言ひ得ると思ひます。その資本の蓄積を法人税の面で見ますと、先般舟山銀行局長の答弁の中にも、資本の蓄積の具体的な問題は、ほとんど税の問題に關連してある、こういうようなことの説明がありました。これはごもつともだと私も思つておりますが、そういたしますと、法人税の税率を引下げることによつて、たゞはありますが、他の方法で、もう少し資本の蓄積を奨励する上におきましての考慮が、税制の上で考られなければならぬと思つております。この税率を安くするといふ問題は、これはわかり切つておりますから、少し離れてほかの方から考えますと、大抵現在の国税の体系と地方税の体系とをながめると、まづたぐり相反するような思想が流れておるのであります。国税におきましては、御承知のようにやはり所得のあるところに課税する、あるいは産能提供の原理と申しますか、とにかく所得のある者に課税するのだという一貫した形がまだ残つておりますが、地方税に至りますと、顯著な例は固定資産税が一種の財産的な性格を帯びておる。附加価値税及び住民税の均等割におきましては、これは所得のあるとなしにかかわらず、あるいは社会連帯説とも申しますか、住民である以上は、また課税物件を持つておる以上は、収益があるといふなどにかかわらず、国民として行政費の負担をなすべきだといふ觀念

が通つております。この二つの觀念が相違したまはして、中央では減税となり、地方では増税となるというようにな非難も受けなければならぬわけでありませう。こういう面から見ますと、資本蓄積という問題を対象としては、將來に法人税の課税方式においては、將來におきましては、すぐにはできないでありませうが、かつてやりましたように、これは私個人でつくつておる言葉でありませうから、全国的に通用するかどうかはわかりませうけれども、いわゆる税引き課税、税金を損金に見ましたその残りに課税する、こういう方式を採用していただかなかつたならば、企業の中に資本蓄積というものを具体化するとは困難である。むしろ現在の税込み課税をいたしますならば、実在しない固定資産と化し、あるいは債権と化しまして、少くとも流動資産になつておられませんか。この現金を徴収しなければならぬ。こういうことでは、むしろ資本の蓄積を食いつぶして行くといふ税の体系が残るのであると思ひます。ぜひとも他に、損益にかかわらず納めなければならぬ地方税としての固定資産税、附加価値税あるいは住民税の均等割というようなもの、個人、法人を通じて現れておる現在でありますので、利益に課税するものも、その利益から払われたいものも損金に計上するといふ税の体系に進むべきものだと思います。これらの点につきまして、現在の大蔵省としてお考えになつておる方針を、さしつかえな程度でつづつておると思ひます。御説明をいただきたいと思ひます。

○平田政府委員 宮崎委員の御説は、つゞも伺つておりました。一つの研究すべき御説だと思ひますが、ただやはり所得課税とその他の課税というごことにつきまして、その点、理論的に突は峻別いたしておるわけでありませう。純粹の、ネットの所得に対して課せられる税金、それを直接課税標準にいたしまして課税するといふ税金は、その所得の中から納める税金であります。これに反しまして、地租家屋税、固定資産税、附加価値税、こういうものは一種のコストを形成するものでありまして、これは所得税を課する際の課税所得から控除して、課税所得金額を計算すべきである。こういう一つのプリンシプルを立てておるわけでありませう。これがいいか悪いかという問題がらうと思ひます。今御指摘の固定資産税と附加価値税は、これは所得計算上、法人、個人を通じて、個人の場合は営業用でありますればこれは当然差引きます。消費用のものは差引きません。何となれば消費自体が所得の処分であります。しかし営業用の家具、家屋にかかるところの固定資産税、これは一つの経費と見ましてやはり差引いております。ただ法人税は一種の所得課税であります。法人所得並びに市町村民税、これはやはり私どもは所得の中からも直接支払われる税である、このように考へておられます。住民税の頭割といへども同様でございます。所得のない者には人頭割は来ません。所得のある者にはかかるかからないことに税法上なつておられます。やはり所得の中から払われる税だ、こういうふうな考へられておるのであります。このように差引かれないものにかけるのが、理論

的ではなからうかと考へておるのであります。たとえて申上げますれば、私ども年に二十万円の収入がある。その所得の中から所得税を払つておる。去年払ひました所得税を今年の私の所得から差引いて所得税をかけるというのは、これはやはり理論的にどうであるか。それは法人税の場合も同様であります。法人が事業をやりました所得を生んだ。その所得から前年納めた法人税を差引くといふのは、どうもこれは理論的に少しいかがであるかと思ひます。所得を計算して、その所得の中から三割五分を税金として納めてもらう、こういう觀念にいたしておられます。税引きといふような行き方は、どうも所得課税の理論からいたしましてどうであるか、繰返して申すのであります。私どもはそういう理論的立場を持つておるといふことを御了承願したいと考へる次第でございます。

○宮崎委員 別に平田局長さんと議論するわけはありませうが、大蔵省が従来持つて参りました所得と課税との問題を峻別しておるといふ精神を一貫いたしまして、はたして資本の蓄積ができるのかどうか。狭い日本の税制史の上を見ましても、かつて法人税は明らかに税引課税であつた。當時は資本主義の導入された時代でありまして、資本の蓄積が盛んに行われたのであります。これらの実績を見ますと、このことをみだりに捨てるというごことは、理論としては拜聴できるものがあるものであります。しかし実際問題として、やはり元々の税法のように、税引き課税といふことを大いに再考しなければならぬ時代ではなからうか。大蔵省のお考えになつておる方向は、これは時勢としては當然のことであつて、これに非難を加えたり、あるいはこれに反撃をいたすものではないと思ひます。けれども、どうしても将来の資本の蓄積といふことに限つてお話をいたしますと、法人税等のごときは再考を加えていただく余地があるのではなからうか。大蔵省には安全な研究機関があり、税の問題については日夜肝煎を碎かれておるのでありますから、現在の主義主張に固執して、これをコンクリートのものとせず、もう少し弾力のあるようなお考え方を持ちまして、將來の研究にぜひゆだねていただきたいと思つておられます。資本の蓄積が税法によつて解決されるという以上、現在の法人税法などは、残念ながら時勢としては適當であつても、その主義のもとには適當のものであるといわなければならぬわけでありませう。この点は議論になりますから、これ以上は申しません。あと調べた数字を並べたて、これは局長さんにはとんでもないお説教みたいになりまして、恐縮でありますからやめますが、とにかく私は税の体系としては納得行きませぬ。も

つと地方税とも合せまして、一貫したものであるならばよいのであります。が、どうも一貫しておりません。ことにわれわれのとなえておられます自由主義経済の観点から考えますと、固定資産税というものは、たといシヤウブ博士の勧告でありましても、一言なかるべからずといつて強い信念を持つものでありまして、こういうものはぜひとも将来にわたつて御研究をいただきたい。それだけをお願いいたしておきます。

それから中小企業の危機に瀕しておる問題は、常にやかましく言われております。今回の国民金融公庫の法律案の審議においてさへも、十億出すのがよいといふことはみんな知つておりながら、これに對していろいろ希望や條件がついて質疑をかわされ、討論も行われたわけでありまして、こういうふうな状況で、中小企業に對する税の對策といふものについて、もう少し思いをいたしていただきたい。かつて小資本の法人に對しまして、超過所得税に對しまして軽減税率を設けたような場合がありました。これは実績としてあるわけでありまして、こういうことを反省いたしまして、中小企業の現在法人として組織されておりますもので、もし資本金百万円未満、あるいは二百万円未満のものに對しましては、法人税の三五%を三〇%に軽減する、あるいは二五%に軽減するといふような措置を講じて、中小企業を税の面から保護育成すべきだと考えております。これも今すぐやれといふのはありませんが、できるだけ早い方がいいのであります。そういうお考えをお持ちになつておるかどうか。税の面から

の中小企業對策と申しますれば、普遍的な基礎控除とか、あるいは扶養控除とか、そういうものだけでなく、一つの配應をいたすべきだろつと思ひます。これはたびたび委員の間から質疑があります。勤勞控除、あるいは自家勞力の専門の事業に對します特殊の控除を設けるといふような主張とも相関連して、中小企業の立場をどういふふうにお考えになつておるか、ちよつと承りたいと思ひます。

○平田政府委員　まず最初の問題につきましてちよつと補足しておきますが、私はやはり所得の計算方法その他はあくまでも理論的に行きまして、政策上必要あれば税率その他で堂々と表からやるべきことはやつたらどうか、こういう考え方をとるものであります。そういう關係から見ても、今度の法人課税は実は官廳さんも御存じの通り、相当企業の立場を考慮した税率にし、むしろ川島委員あたりからは反對論が出ておるほど、法人課税の制度は企業の立を考慮した制度でありまして、すなわち法人と個人の配當の二重課税を、全然今までと違ひまして、法人で課税して、それが分配されれば個人に課税して、所得税が課せられる。これは現在のアメリカの制度ですが、イギリス式の制度になりまして、法人のみに課せられる法人の所得税として、徹底的な税制にしてしまつた。それに超過所得税をやめまして、三五%フラットの税金にしておる。おそらく官廳先生は最近の会社の会計をやつておられるだろつと思ひますが、この一年間法人の税金がいかに合理的になつた

か。三五%の税金を納めて来た決算を示して、改善の姿がはつきり出ております。相当の利潤を上げまして、法人税を納めてあと配當しますけれども、なお相當の留保所得になりまして、それで事業の拡張に充てる。こういうふうなことが出来るような状態に、二十五年年度の税制改革で大幅にかわつた。実はその点は考慮しております。従つて問題はただ減価償却の問題につきまして、年限の相當古いものを若干アジャストしまして、ある程度にしておるのであります。これについては大分検討の余地があるものであります。償却年限をさらに合理化し、陳腐化した資産等のとりにかえを早く認めるような方向につきまして、なお研究いたしております。そういうふうなことができませんれば、法人の課税といふものはさらに一層経済的に見ましても合理的なものになるのではなからうか、このように考へておる次第でございます。外国の例等は申し上げる必要もないと思ひます。

それから個人と法人との負担の比較に關連しまして、中小の法人の税金を考へたらどうかという問題、これはごもつとも提案であると思ひますが、これも最近までの実情を見ますと、実はみな個人から法人になつておる。この一、二年のうちあるいは最近なりつあるものは相當大きな数になつておるのです。これは私に表面の税額なり税率の問題だけではないと思ひます。個人の所得税といふものは御承知の通り相当重い。重いからこそ私も個人に減税の場合、個人の所得税をまず下げたいといふふうにお考へておるわけでございます。大体普通の法人に

なるような会社、個人の企業は所得四、五十万から百万くらいのところが多いのでございまして、この辺のところになつて来ますと、所得税は今の状態では必ずしも軽くない。従ひまして所得税の累進税率は今百万円のものに五五にいたしました。これがさらに大幅に減るようなときでも来れば、これは考へてみる必要があると思ひます。現在のような所得税の状態でありまして、少くとも法人の負担を比較しまして、法人の負担をさらに下げたらどうかという結論には、まだ今の段階では到達していません。しかし将来の問題として、そういう問題も大いに研究の余地はあるであらうといふことを申し上げまして答弁いたします。

○宮崎委員　平田政府委員の御説明は、私は現状におきましてはことごとく納得行けるものであります。しかしながら三五%で、二十五年年度の法人税の改正によりまして、面期的にはそれがありませんけれども、それで資本の蓄積が達成されると満足されるかどうかの点につきましては、残念ながら疑問を残さなければならぬのであります。企業の経営実態を見まして、なるほどこれならば所得を隠さなくてもよいから、みな申告しろといふよい思想になつて来たことは事実であります。また事業の性質によりましては、三百万、五百万の会社でも、短期間にその資本全額の利益を上げるというふうな特殊な状況も出て参りまして、そういうものから見れば三五%を喜んで納めて、所要の財政利益を規定する固定資産の償却も十分行われてゐるのではな

いが法人の決算は、現在の制度にいたしますと年に二回であります。二回で特殊な業種におきましては、電力事情等に支配されて、前半と後半との間に業務の營業成績に格段の相違が出ておるものが非常に多いのであります。こういう場合において、年間通算の計算ならばお説のようなことが言えます。あるいはその企業を始めてから、相當年数を調節していただけならば何も文句はないのであります。経済は悪性インフレーションを克服し、インフレからだん／＼安定の度合いを増して来ておる現状におきまして、かつての利益というものはみな名目的な利益であります。蓄積されてない利益であります。それは現在三五%の課税といへども、税法の計算上におきましては利益が出て参りましても、決してこれが実質的の利益としてとどまつていない以上は、やはりつらい課税であります。いわんや前半において莫大な利益を収め、そして税金を納め、後半におきまして莫大な欠損が出たというふうな事業が、この経済収縮の折柄は大分起つておるのであります。こういう場合前半の利益は繰越し繰りもどしとかいふような方法もありませんけれども、現在の制度ではこれは救われておられません。もし損々とした平常の経済が續くといたしますならば、あなたの

おつしやるように表面堂々たる方法によりまして、法人税をあえて中小企業に限らず、税率を引下げてやつて行くといふことが一番いいと思ひますが、現在の問題といたしましては、特段の何らかの考慮が必要である。資本の蓄積という大題目を掲げて参りますれば、やはり税引課税、税が損金になる

という観念においてこそ、初めて税金を喜んで納めて行く国民思想が、ほうはいとして起ることを私は信じてあります。税金はもうけのうちから出すということになりますと、そのことはりくつで片づければ幾らでも片づきますが、観念をいたしましては、利益を何とかして内納にしようという思想にともすれば行きがちであります。税金を喜んで納めれば、それは損金になるのだ、こういうような観念になりますれば、税の行政の上におきまして画期的な明朗さが現われ、税務官吏も末端において非常な苦しみを感じなくなるのではなからうか。これは私の所見でありますので、決して御答弁はいりませんが私はそう考えてあります。

それから法人経営と個人経営の問題に言及されておりますが、われわれはあるいは小さな資本主義業者としての一つの間違つたことかしりませんが、法人経営というものは一つの資本操作の手段である。それ自体人格があると私どもは認めたくありません。どつちかと申しますと、法人企業というものは、資本操作の一つの手段でありまして、あくまでこれは還元されたところの個人の所得において税はとられる。法人などというものは、むしろ国家の財政さえ資本の蓄積があり、十分均衡がとれて参りましたならば、これは無税にする方がいいと強い意見を持つておる人間でありますから、まだ、そういう点におきましては局長さんに相当御研究をいただきたい。これはお願いでありますので、もう少し日本の中小企業を初めといたしましてのあらゆる産業に対する税の解釈を、大蔵大臣が大所高所から構想いたしますまいわゆる

る資本の蓄積、こういうことの題目にもつと合うようにしていただきたい。これはわれわれ政府与党といたしまして念願してやみません。もう十二時半になりましたのでこれ以上は申しませんが、どうぞ将来よろしく願ひいたします。

○平田政府委員 今、官審委員は論点としてはなか／＼重要な論点を、ことごとくつかれたと思うのですが、たゞいまお話のようなところは、実は二十五年年度の改正で相当にやつている。おそらく官審委員は、前回の国会には委員として御出席になるひまがなかつたのではないかと思うのでございまして、今お話の通り法人は即株主のものだという理論構成の税制になつております。それゆゑにこそ配当所得に対する源泉課税をやめましたし、それから個人から配当を総合して課税する場合におきましては、法人税の分の個人の所得税から差引くのであります。これは完全に法人は株主の一つの経営の手段である、こういう観念で貫いた税制にしておる。これがビジネスの見地からすると、いかに好ましい税制であるかといふことは、さつきから指摘した通りであります。それからもう一つは、損があるような場合におきましては、繰越し繰りもどしの制度を採用いたしておりますが、これもまさに官審委員の御要望になつたような解決をすではなかつておる。従ひまして今のお話のような点は、大部分解決をはかつておるので、ただ最後に税引き税制におきましては、遺憾ながら理論的立場を異にしておることだけはひとつ御了承願ひまして、よろしく願ひたいと思ひます。

○川島委員 明後日さらにお尋ねしたいことがあるのですが、その前提としてちよつと当局に資料があれば示しておいてもらいたいのですが、五万円、十万円、十五万から百万の所得別階層の人員ですが、そこにお持ちであつたら示しておいてもらいたい。

○平田政府委員 ことしの方は先ほど申しましたように、課税実績をもとにして見積つておるわけでありまして、古い分はございしますが、来年は本格的に全部資料を整備しておりますので、本予算では全部そういう資料を調整する見込みであります。ただ本年度の分としましては、どうもあまり正確なことを申し上げることのできないのを残念に思ひますが、二十四年度の方でしたら全部資料がございします。あとでお届けします。

○西村(重)委員 代理 暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後三時四十分開議

○奥村委員 代理 休憩前に引続き会議を開きます。

所得税法臨時特例法案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、揮発油税法の一部を改正する法律案、及び物品税法の一部を改正する法律案の四法律案を一括議題といたしまして、休憩前に引続き質疑を継続いたします。米原親君。

○米原委員 午前中の質疑が関連質問の途中で切られたので、元にもどりませんが、午前中の話では、法人税の自然増の点について昨年とは若干違ふ。十月までが四一・七%、この税率を今年も用いて、しかも今年の場合、昨

年と違つてさらにそれから一割を引いてやつた、そういう点をすでにこの中に織り込んだ。午前中の説明では、そういう点もあるから大體この程度が見込まれたとおつしやいましたけれど、その点はすでにこのパーセントの中に見込まれておるとすると、これはむしろ相当少自然増になつておるのではないかと、結論が出て来るのですが、もう少しその点を明確にお答弁願ひたい。

○平田政府委員 その点は少し補足しまして御説明申し上げますが、今年の上半期の実際の申告の状況を見ますと、各会社とも非常に申告の成績がよろしいようでありまして、従ひまして更正決定による法人税の増収額は、昨年と比較すると、今年と比較的少いのではないかといふことを見込んでおります。それが一つと、それから先ほど申し上げましたように昨年は年度末にその未決一括をやりまして、相当多くの法人につきまして更正決定で増加した分がございします。その二つの点を考慮に入れますと、やはり私どもとしましては、去年の下期に入つて来たほどに、今年の下期に入つて来たほどふうに見ざるを得ぬのではないか。お話をうに十月以後の分におきまして、事変の影響等により相当増収を来す要素も確かにありますが、それは私どもとしましては、十月までの実績に現われた限度においてそういう点を見込む。あまり多くを予想は見込みますので、今申し上げましたような点を考慮いたしまして、一割一分程度、むしろ下期は入つて来る分が去年よりも少いだろう、こういう見方を立てたわけで

あります。従ひまして、今後相当下期の分が顕著によくなるという予想を立てますと、あるいはお説のような点もあるかと思ひますが、今申し上げましたような事情もございしますので、今歳入もございしますので今歳入見積りを立てますものとしては、こういう行き方の方がいいのではないかと、いろいろございします。しかしこれは見解によりましては、相当もつと出て来るのではないかと、いろいろ見方も、あるいはあるかもしれないませんが、そこまであまり大幅に見込みますことはいかがかと考えまして、十月までの成績に現われて来たところで収入を見込んでおる、こういう計算にいたしておる次第であります。

○米原委員 その説明はわかっているのですが、とにかくそういう要素が全部織り込まれておることになるのですが、それを今年の場合、單純に四月から十月までの実績——この点非常に誤まつて来るのではないかと、これは明らかなんです。事後急激に利潤が増大していることは公然たる事実です。これをなぜこの要素の中に織り込んでおられないか。ただ四月から十月までの実績に現われた面だけを、毎年と同じように計算に入れられたら、いふことになりまして、事変の影響、特需の影響というものが、大きな要素として何らこの自然増の中に織り込まれていないことになると思ひますが、その点の見通しはむしろ全然立てない方がいいと考えて、これは組まれたものでありますか。

○平田政府委員 十月までの収入実績を見込んでおりますので、相当程度は織り込まれておると見ておりますが、

ただこの下半期にさらに特に顯著に現われるのではないかと、予想を立てまして、見込みでさらに一層の見積り増をするという事は、今申し上げました点からいまして、差控えたという事でございまして、従いまして、これをもちと勇敏にそういう将来の点を見込むか、見込まないか、物価等についても将来相当上と見るか、そこまでは私も見込みで見込みにつきまして見積つておりません。つまり一番直近の状況に基きまして、この辺で大体物価、賃金も横ばいするというような少しくらい騰貴するかもしれないが、歳入見積りとしては、かもしれないという事をあまり見込むことは適當でありませぬので、一番新しい情勢もとで歳入を見積るといふことにはいたしておる次第であります。従いまして、本年の予算に現われます数字といたしましては、先ほどから申し上げましたような数字に、現在として相なるという事でございまして。

○米原委員 そうしますと、先日の公聴会で公述人の意見を聞きまして、一部の産業では相當な利潤が上つておる。それから中小企業の方にはまだそこまでの特殊な影響は現われていない。ある部面ではつづれかかっているという企業も少しあります。こういうことが報告されておるわけでありまして、これは事實であると思つて、ところがそういう要素を予想に見積る場合に、単に生産の増加率、物価の値上り、そういうものだけを一般的に見て、それで率を出して計算しておられるように、先ほどの説明では何つたわけでは非常に大企業で利潤を上げてい

点が何ら見積られていない。しかも同じ率で中小企業のことには申告所得の方にやはり一方では非常に利潤が上つていると同じように、物価の値上りとか、生産の増大とかの率を出して行つて、これで予測を立てて行くという事には、今度是非常な水増しになるということについては、議論がありまして、今度非常に水増し増税を押しつけて言われている水増し増税を押しつけて、いふやうに懸念するわけですね。全然そういう要素が織り込まれていない。單なる生産の増大、一般的なもの、指針、これだけではこの点は予想にならないかと思つたわけですが、この点を明らかにしたい。

○平田政府委員 申告所得税の見積りにつきましては、今お話のようにこれに最近上昇しております。この物の価、最近すでに実現を見ておりますところの生産、但し生産の方は、これは安本等で相當の確な見込みを立てておる。若千のさらに今後の増を見ておる。それに基づきまして、一般的な所得を計算しておるわけでありまして、従いまして申告所得税に關する限りにおきましては、あまり細かい細工をいたしませんで、ごく一般的なところで見込みを立てる。午前中は奥村委員から御指摘がありましたように、徴収歩合等の問題につきましては、一つは基礎を修正いたしました。それからもう一つは今後の状況等も考えまして、七五%という徴収率を見ることにいたしました。今までの税法の段階におきまして、今までの税法を

当てはめれば、現在の納税者の納税状況となり、あるいは税務官庁の能率もそこにおきまして、実ほどの程度入つて来るかという見積りにすぎないのでございまして。税金はもろろん納税者に対して、それによつて徴収するという事に盡きるわけでありまして、それをやりますれば、この程度の収入は入つて来る。さういふ見込みを立てておる次第であります。お話をしようといふ見込みは、私にはやがて行かなければならぬのじやないか、さういふふうにお考えしております。法人税の場合などは特に明らかでありまして、これはもろろん会社の申告いかん、またその後の税務官庁の戸別調査のいかんによりまして、成績が左右されるということになりますので、申告所得税の場合におきまして、これはもろろん大体的ところを見積りいたしているわけでございます。見積りには見積りいたしました。納税者の個別調査にあたりましては、個別的に的確を期するように行くべきもの、さういふふうにお考えしております。今この段階におきまして、見積り方法といたしましては、大体今回の補正予算で提案しておりますような見積り方法が正しいであろう、さういふふうにお考えしております。

○米原委員 予算でありまして、もろろん見積りでありまして、これを予算で組んだだけならば税金が入つて来るなどというところは、實際問題としてはあり得ない。しかし大体的な今までの経験と最近の経済の状況を見合せて、予測を立ててきめられておるものと

思つております。それが現在のような朝鮮事件以後の新しい情勢になつて来た。これはだれしも認めなくてはならぬところで、さういふ要素をあまりに見積らずにさういふものを立てられた。私は詳しい数字は知りませんが、税金の自然増といふようなものは、非常に多かつたり少かつたり、初めの予算と非常に狂つた程度が、最近過去と比べてどうかといふことは私はよく知りませんが、しかしさういふものも今から考へて狂つたものを出されておるといふところ、私は問題があると思つて出さず。当然も少予測を立てて出すべきじやないか。さうすれば当然法人税などは、もう少しとれるはずじやないかといふことも考へられるのであります。この点ははなはだ遺憾といたします。

それからだいたいおつしやいました二、三年前、ことにさういふ傾向が現われておりましたが、税金の予想額に大体上の方から通達か何かあつて、さうして各地の税務署が見込みで上からかけて来る。さういふ傾向は確かに最近では少くなつておる。さういふ傾向は、しかし實際問題は依然としてこれが絶えてない。先月の二十一日にさういふ例があまりに思ひます。さういふのも、さういふ委員会の席上であげ申します。これは実は第七国会に、この大蔵委員会で田中織之進君が指摘した一つの事件がある。浅草の室川といふたやさんの所得税の問題だつたらしいのであります。これは速記に出しております。そのときに非常に過酷な押しつけ的な査定が来た。二十四万円という査定が来た。それが常識で考へてもあまりにも不自然な話な

んで、この委員会でも、この問題を田中君が出しまして、結局さういふことがあつた結果、税務署の方でも修正査定をいたしまして、その結果二十四万円という所得が六万五千四百円、四分の一近く下つておるわけですね。ところがその同じ人が、同じ昭和二十四年度にこれと関連して取引高税がかかつて来た。取引高税の方は九十三万円と来ておるわけですね。このときに取引高税の方も同時に問題になつて、所得税の方が修正されれば取引高税の方もこれと関連しておるわけでありまして、当然修正されるであろうという言質も得ていたわけですね。ところがそれがそのままにされてしまつて、所得税の方はなるほど少くなつたけれども、取引高税の方はこれと同じに全然修正してくれない。所得税が六万五千円に修正される程度のものなら、取引高税の方は實際の税金としては免税点以下のもの、それが取引高税に九十三万円、さういふ査定が来た。そこで所得税の方がさういふふうになつたのだから、取引高税の方も当然かえてくれという事を交渉したらしいのであります。さういふことも、さういふ方から、さういふ事柄に差押えにやつて来た。さういふ事柄で、これは議会の問題になつたことだし、事情はつきりしておる。だから、ちよつと待つてくれといふことを言つたのだけれども聞いてくれな。近所の人がびつくりしてかけつけて来た。待つてくれといふことを言つていたところが、警官を呼んで来て、この近所の人と本人とが公務執行妨害だといふことひつぱられた。さういふ問題が起つておるわけですね。

ういうふうの前にやつた査定を押しつけてかけて来るというやり方を、依然として押し通そうとする傾向がやはり残つておるわけなんでしょう。こういう点で、今度の場合もなるほど予算に従つて税金をとるわけではない。實際は個人々々の実態を調べてとる。こういうことは事實なんです。そういうふうになつておるはずなんですけれども、大体それに基づいて、全国の税務署で一種の見積りは立てると思ひます。やはりそれに合せようとして、こういうふうな問題が依然として絶えないのではないのか。こういう点について主税局長はどう考えられるか、ひとつ聞きたいのであります。

○平田政府委員 たいまお話のような事例がありますことを、私どもときどき聞いておりました、やはりそういう場合においては、あくまでも事実をよく調べまして、最初からできるだけ間違つた決定を少くするように、万一調査が不十分なこと等のために、決定が過大でありました場合におきましては、あとでよく調べまして、直すべきものはすみやかに直すようにということとを、最近特にやかましく言つて来ておるわけでありまして。おそろく今のケースの場合におきましては、はたしてどの程度帳簿資料があつたのか。これは私具体問題につきましては、調べた上でないとお答えいたしかねますが、お話のようなことが事実であるとするならば、取引高税の課税標準もおそろく間違つていたのではなからうかと推定されるわけでありまして。その点につきましては、具体的なケースは、なお必要でありますれば、国税庁に監督官というのをごさいますして、そういうふうなものの調査監督に當つておりますので、調べさされたかと思ひますので、あとで資料をいただきたいと存じます。なお一般的に問題に對しましては、要するに今申し上げましたような、あるいは今来原さんのお話になりましたように、税金といふものはあくまでも個別に、各納税者について所得を税法的に計算して正しく計算して、それに対して的確に所得税を計算して納めてもらふ、実はこの一点に盡きるわけでございます。まして、その他の要素を個別的な納税者の場合に當てはめるのはよろしくない、このように考へております。ただ帳面が不完全だとか、あるいは農業所得者のごとく記録がないというふうな場合におきましては、これは標準といふのをつくつておられますが、これは外形的に、ある程度米の収入が幾らあるか、それから営業者の場合も、売上金は所得に比しまして割合に捕捉しやすい。だから売上金を調べまして、それに対して普通の収益率が二割なら二割、三割なら三割、これも業態別にそれと違つた調査をいたしまして、所得者の実情に即し得る所得を見出すように努力しておるわけでありまして。従いまして、方針をいたしまして、極力そういうことで個々の納税者の所得の実態を調べて、それに税法を適用して税金を納税せしめるというのが本旨でございますので、そういう本旨の徹底に對しましては、私どももいたしましては将来も一層努力いたしたい、このように考へておるのでございまして、予算はそういうことは直接関係はございません。全体としまして所得の推移状況等を考へ、さらにまた実際の納税成績等も考へまして、その

ときとしてできる限り妥当な見積りをつくるように努めておりますことを、御了承願ひたいと思ひます。

○農村委員長代理 たいま大蔵政務次官が御出席になりましたので、この際本日付託になりました特別徴復旧特別会計法案を議題として、政府当局の説明を聴取しておきたいと存じます。西川政務次官。

特別徴復旧特別会計法案

特別徴復旧特別会計法

（設置）

第一條 特別徴復旧臨時措置法（昭和二十五年法律第七十六号。以下「法」という。）による特別徴復旧の復旧工事（以下「復旧工事」という。）に關し、政府の行う徴業者等からの納付金等の徴収及びその納付金等を財源とする復旧工事の費用の負担のための支出に關する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二條 この会計は、通商産業大臣が、法令の定めるところに従ひ、管理する。

（歳入及び歳出）

第三條 この会計においては、法第二十四條第一項の規定による納付金、法第二十三條第二項の規定による受益者負担金、法第二十六條の規定による寄付金、法第二十八條第一項の規定による返納金及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、法第二十七條の規定による復旧工事に要する費用の負担のための交付金その他の諸費をもつてその歳出とする。

（歳入歳出予算計算書の作製及び送付）

第四條 通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第五條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第六條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

（前項の予算には、第四條に規定する歳入歳出予算計算書を添付しなければならない。）

第七條 この会計において、支拂上現金に余裕があるときは、これを大蔵省預金部に預け入れることができる。

（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）

第八條 通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出決定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第九條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前條に規定する歳入歳出決定計算書を添付しなければならない。

（剰余金の繰入）

第十條 この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（支出未済額の繰越）

第十一條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

（通商産業大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。）

3 第一項の規定により繰越をしたときは、その経費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（実施規定）

第十二條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、特別徴復旧臨時措置法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第 号）施行の日から施行する。

○西川政府委員 たいま議題となりました特別徴復旧特別会計法案の提出の理由を御説明申し上げます。従来特別徴書に關する納付金の徴収

及び復旧工事の費用の負担のための支出等の経理は、特別徴集復旧臨時措置法に規定する特別徴集復旧公社において行うこととなつていたのであります。別途提出いたしました御審議を願つております通り、今回同法の一部を改正して、特別徴集復旧公社を廃止し、国においてその業務を引継ぐこととなつたのに伴い、これに関する政府の経理を明確にするため、特別徴集復旧特別会計を設置することにしたのであります。本会計は特別徴集復旧臨時措置法に規定する納付金、受益者負担金、寄付その他付随雑収入をもつて歳入とし、同法の規定による復旧工事に要する費用の負担のための交付金、その他の諸費をもつて歳出といたします。なお本法案は、この会計の予算及び決算の作成及び提出に関する手続等、特別会計に必要な事項をあわせ規定いたしております。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。
○農林委員委員長代理 政府当局の提案の趣旨説明は終了しました。

この際お諮りしたいことがございませぬ。本日通産委員会より、本案に關し連合審査会を開いてほしい旨の申入れがありました。本案について通産委員会と連合審査会を開会することに御異議ございませんか。

(二)異議なしと仰る者あり
○農林委員委員長代理 御異議がないようでありませぬからさよう決定いたしました。なお連合審査会開会の日時等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひます。

○農林委員委員長代理 ただいまの税関係四法律案の質疑を続行いたします。米原利君。

○米原委員 問題点をかえまして、今度の給与所得税の基礎控除並びに、扶養控除の点ですが、先日にも公聴会で各公述人の意見によりませぬ、基礎控除三万円、扶養控除一万五千円程度では、とうてい食えないというふうな意見が多かつたわけでありませぬ。そういう最低生活費をどの程度に見るかという点については、私は政治的な立場、国の財政全体をどういうふうに見るかという立場の相違で議論になりませぬから、そういう点でなく、実際に今度の改正によつて実質的に少しもよくなるのかならぬのかという点について、川島委員からも大分質問がありませぬが、その回答を聞いておりませぬ。また理論的にはつきり数字が出ておりませぬ。ここに出されておられます資料を見まして、大体主食の騰貴を見積つた結果が、これで見ますと一・五%程度下るといふ数字だけに出ておりませぬが、その他のいろ／＼な要素をかみ合せて、全体としてほんとうに下るのか。われ／＼の感じからすると、最近——去年と比べると、

この春と比べて、やはり朝鮮鮮米以後急激に物価が上つておること、事実なのです。たとえばメリヤスの糸の値段をとりてみても、千五百円が千九百五十円になつておる。この前燃料の話がありませぬが、二百六十円程度だつたものが三百六十円になつておる。それからたとえばしょうゆの例をとつてみても、百十円だつたものが百三十四円五十銭になつておる。こういうふうな相対度上つておるものが実情だと思ひます。そういう要素を全部織りませぬと、やはり事変前と比べると、実質的にはむしろ上つて

おるのでありませぬ。その結果として、はそんなに下らないのではないか。実質的にはやはり今まではより生活が苦しいのではないかと、いふふうな感ぜられるわけなのです。この点について、単に主食だけでなく、もつといろいろな要素を織りませぬと、実質的には少しも下るといふことなら、ひとつその説明をやつてもらいたいわけなのです。

○平田政府委員 お話のような点を一言にして表現し得るような資料というものは、なつかしいかと思ひますが、私どもは大体CPI——これは一つの家計の、ことに勤労者の購買する物資の物価を表現するものと見ておるのでございませぬけれども、CPIがどういふふうな動いておるか。これは非常に重要な一つのファクターと見ておられます。これと名目賃金がどう動いておるか。それと関連いたしまして、結局名目賃金をCPIで割つたものが、特殊の実質賃金の増減になると思ひます。その賃金がどういふふうな動いておるか。これが一つの重要な要素だと思ひます。先般川島委員にも申し上げましたように、今年の九月に比較しまして、この一年間にどういふふうな足取りを示したかというふうなことを考へておるわけでありませぬ。それによりませぬと、CPIは昨年九月に對してこの九月は九三でございませぬ。それから全産業の名目賃金、これは昨年の九月に比べて一七と数字を示してございませぬ。従ひましてそれをCPIで割りますと、実質賃金は一一・五・三といふ数字になるようにありませぬ。こういう点から申しますと、どうもやはり勤労者の生活は、こ

一年間くらの間に相当改善されて来ているという事は、これは私事実だろつと思ひます。この事實はどうも否定できないと思ひます。ただ何ゆえに感ぜられるかといふことは、戦前に比べても、まだやはりこれでも低いのではないかと。ことに勤労階級の中でも知識労働者等の生活水準の下り方がまた戦前に比べても大きいのでございませぬ。生活はよくないが、なか／＼よくなつたように感じないといふのが、突如ではないかといふふうな感じませぬ。しかしながら今申し上げましたような数字から申し上げても、この際基礎控除を二万五千円から三万円に上げますことは、これはやはり相當な改善になるのではないかと、このことを考へます。もしもこのCPIが非常に高くなりまして、さらに名目的に物価が高くなるということになりますと、結局免脱点を上げても、大した問題ではないかといふことになりませぬが、今申しあげましたような資料に基きますと、そういう議論は大したことはないのではないか。そして今後おそろくCPIは若干の騰貴をいたすだろつと思つておられますが、今申し上げましたように米価の引上げによりませぬとCPIの増加は、その資料に算定済みでございませぬ。その他の原因によつて物価がどの程度に上るか、これはなつかしい問題だろつと思ひます。大臣からもお話しになり、また私からも川島委員にお話しませぬように、これは結局財政政策、経済政策をどういふふうなやつて行くかといふ問題、海外の物価がどう

いふふうになつて行くかといふ問題に關連して来ると思ひますが、物価だけ上つて賃金は全然上らない。かりに物価が上りますれば、予測するといふこととはどうも話が適當でないのではないかと。最近の社会の形勢によりませぬと、CPIが上つて賃金が下つて来たという状況であります。だから生産が予定してある通りふえて行きますと——やつぱりあるいはふえるかもしない。もちろん歳入見込みはそういう、かもしないといふものは見込んでおられますが、そういうことによりませぬと、やはり課税の内部において、おのずからある程度バランスが働いておるといふ關係に相なるのではないかと。それを全部税だけの措置で吸収するといふことは必ずしも適切でない。しかし、この賃金が名目的に動いて行きますれば、これはまたそのときにおきまして、はたして三万円が安當であるかどうか、これはおそろく検討の必要はあるかと、と思ひます。現在までの価格、賃金の足取り、それから今後予想される普通の程度の変動といふことを考へますと、私どもは今度の減税で相當実質的に軽減になるのではないかと、このように考へておる次第であります。

繰返して申し上げますが、CPIが相対的に上りまして、名目的に賃金の購買力が減つて来るというふうになりませぬと、これはやはり引上げましておられた減税にはほんとうになつておらないう。しかしCPIが今のような状態にあるいはそれから若干微騰といふふうな傾向でありませぬならば、私は今度の所得税の改正といふものは、実質的にも相當の負担の軽減になるというこ

いふふうになつて行くかといふ問題に關連して来ると思ひますが、物価だけ上つて賃金は全然上らない。かりに物価が上りますれば、予測するといふこととはどうも話が適當でないのではないかと。最近の社会の形勢によりませぬと、CPIが上つて賃金が下つて来たという状況であります。だから生産が予定してある通りふえて行きますと——やつぱりあるいはふえるかもしない。もちろん歳入見込みはそういう、かもしないといふものは見込んでおられますが、そういうことによりませぬと、やはり課税の内部において、おのずからある程度バランスが働いておるといふ關係に相なるのではないかと。それを全部税だけの措置で吸収するといふことは必ずしも適切でない。しかし、この賃金が名目的に動いて行きますれば、これはまたそのときにおきまして、はたして三万円が安當であるかどうか、これはおそろく検討の必要はあるかと、と思ひます。現在までの価格、賃金の足取り、それから今後予想される普通の程度の変動といふことを考へますと、私どもは今度の減税で相當実質的に軽減になるのではないかと、このように考へておる次第であります。

とは、はつきり言い得るのじやないか、このように考へておるのでござい
ます。それから六月のときと比較しま
しても、やみ物価、生産財物価等は相
当上つておりますが、CPIはほとん
ど上つておりません。上り方が非常に
微弱でありまして、六月の水増が一番
底のようございまして、これが八八
くらの数字になつております。だか
ら五%くらいは六月に比べますと最近
上つてゐるわけでございます。この程
度でございますれば、私はなおやはり
相当な実質的軽減になるのじやあるま
いか、かように見ておる次第でござい
ます。

○米原委員 ちよつともう少し数字を
お伺いしますが、六月が八八で、名目
賃金の方は六月はどのくらいですか。
○平田政府委員 この全産業の名
目賃金は、五月が八千八百四十四、六月
九千二百六十八、九月九千五百四十
三、四、こういう数字であります。

○米原委員 そうしますと、これで見
ますと上り方は一〇%以下ですね。名
目賃金とCPIは大體並行して上つて
いるように見えますが……。

○平田政府委員 CPIは去年の九月
のものでありますが、去年の一箇年の
平均と比べても、九月はCPIが
九四・六、六月が九〇になつておりま
す。九〇が底になりまして、ことしの
一月は九八・三、二月が九四・二とい
うふうに順々に下りまして、六月が九
〇で底のようでございます。七月は九
二・二に上り、八月は九四・三に上
り、九月は九四・六、こういう情勢に
なつてゐるようでございます。

○米原委員 次の問題に移ります。も
う一つだけ私は簡単に聞きたいの
であります。確定申告の提出期限を
一箇月延長した点であります。この点
について十月二十日の日本経済新聞を
見ますと、こんな記事が出ておりま
す。確定申告を延ばすことについて、
確定申告のときには課税所得の九〇
%、それから税額の八〇%を確保す
る。これをやるために延ばすのだ、
こういうような記事が出ております
が……。

○平田政府委員 今申し上げましたの
は、別にそういうものをきめてやつて
いるわけではありませんが、できるだ
け申告の成績を上げよう。と申しま
す。申告が低くてあとで更正決定を
しますと、トラブルがそれだけ多いの
みならず、納税成績もかえつてよくな
い。だからなるべく彼所の方におきま
してもよく調べて、正しい申告が
出るように納税者にも話し、納税者も
余分の期間をとりまして、すつかり計
算してもらつて、正しい所得金額を出
してもらつて、正しい意味で一箇月延
ばすわけでございます。その際といた
しましては、でき得れば今までと違
まして申告で、大體一般的に予想され
る税金に對しまして、今お話のような
程度のところまで行き得ることが非常
に望ましいのではないかと、こういう考
え方をとつておるわけでありまして、し
かしこれは何と申しますか一つの目安
にすぎませんで、それを一律に強行す
るといふ性質のものもございませ
ん。それくらい程度の成績が上りま
すれば、あとの更正決定額のトラブル
並びに納税トラブルがよほど少くな
る。納税成績がよくなるのじやない
か、こういうことを研究いたしてお
る次第でございます。

○米原委員 ところが午前中のお話で
は、たしか営業所得の話だつたと思
います。二五・二%予定申告より増加
する。それから農業所得の方は一八・
九%予定申告より増加する、こういう
ことを見込まれておるわけでありま
す。ところがその点でおそらく納税者
と税務署の問題が起ると思つて
あります。実際問題としては去年と
比べて二割ないし二割五分、これだけ
の増加を税務署が強制するようなこと
になるのじやないか。この成績を上げ
るためにいろいろ問題、トラブルが
起つて来るのじやないかというこ
思ふわけなので、むしろそれをやるた
めに、そして納税の成績を上げさせる
ためにわざと一箇月延ばす、こうい
うふうにししかたれないのであります
が、この点はどうでしょうか。

○平田政府委員 その点はどうも少し
さういふふうにおとりになることは遺憾
だと思つて、農業所得はつまり米
価が去年の四千三百幾らから五千五百
円に上るわけでありまして、従いまし
て農家の所得の大部分を占めます米の
所得といふものは、これは非常にほ
きりいたしておるわけでありまして、
一割七分程度ふえますのは、これは納
税者も簡単に納税していただけるので
はないか。しかし野菜とかくだものは
必ずしもさうではございせん。野菜
はむしろ昨年よりも値下りしておりま
すから、これは下るところも出て来る
と思つて、それからくだものなんか
も作柄がよくて値段が下つてゐるもの
が相当ありますから、これは物価と生
産の相乗積で出て来ますものがはたし
てどうなりますか。これも実情に應じ
てよく調べなければならぬので、概

して申しまして、このように米価が改
訂になりますれば、大して問題はな
らうと思つて、
それから営業の場合におきまして
は先般から申し上げておりますよう
に——現在でもさうですが、営業者の
三〇%から四〇%につきましては、な
るべく個別の実際調査をやるとい
うことで、現在もさうして操作に着手
しておられます。個別の実際調査も
面なりその他の営業成績をよく調べま
して、それでの確な課税をする、こう
いうことでもやつておりました、さうい
う調査が完璧に行きますれば、今の経済
情勢——物価水準等の推移から見ま
して、大體二割五分くらいの増加にお
ちつたのじやないかということを見て
ゐるわけでありまして、従いまして二割
五分とかなんとかいうことは結果であ
りまして、それが先にきまるものでは
ないことを御了承願ひたいと思つて
あります。営業者につきましてはあく
でも個別的によく調べて、中には
課税の抜けていたものは、あるいは倍
くらいに所得のふえる人も出て来る
かもしれないと思つておられます。反
對に一般的には二割五分くらいふえま
しても、中には減る人も出て来るかと思
います。そのふえる割合も人によつて
非常にまちまちと申します。さうい
うことをあくまでも個別的に調べま
して適切な所得をつかんで、その負担の
不公平がないようにしてやるというこ
とで、役所としても努力いたしてお
ります。納税者といつても計算を
できるだけ正確にやつてもらいま
して、それによつて申告をしてもら
う。それで申告所得を少しでも本旨に
従つて理想的な運用をはかつて行こう、

こういうことが私どもの当面の目標で
ございまして、さういふことをやり
ます一端として申告期限を一月延ばし
たいということ、かような法律案を提
案いたしましたような次第でございます。
○米原委員 それと関連してちよつと
聞きますが、前年と比べて大體納税の
見込みを立てられてゐるようであり
ますが、その場合に生産の増加とそれ
から価格の上り方と、大體これが標準
になつてゐるようでありまして、實際
の税金を納める側から見ると、これだけ
では實際困る点が非常に多いのじや
ないかと思つて、実際に税金を払う中
小業者や農民の場合は、いろいろ問
題があると思つて、たとへば金詰ま
りの問題とかいろいろ問題があると
思つて、さういふ問題がどうい
うに——ただ価格の上り方で、たと
へば米も上るけれども同時に肥料は六
倍にも上つてゐる。さういふのがどう
いう形でこれに織り込まれて行くのか。
ただ価格が全体として上るから、それ
にパーセントとしてかけると、非常に
困つた場合になると思つておられます
が、どういふふうになつてゐるの
か。

○平田政府委員 その点は、たとへば
個別的に農家なら農家の所得調査をや
りますから、結局一年間にその農家
から農家がその農作物を幾ら収穫した
か、それを大體生産者の販売価格、こ
れで取入を計算するわけでありま
す。それによつてその生産物をつくる
ために要した費用、肥料も高くなつて
おりますれば、その高くなつた肥料の
価格を見込みまして、それと差引き
しまして所得が出て来る。従いまして
営業者の場合も同じであります、や

○米原委員 ところが午前中のお話で
は、たしか営業所得の話だつたと思
います。二五・二%予定申告より増加
する。それから農業所得の方は一八・
九%予定申告より増加する、こういう
ことを見込まれておるわけでありま
す。ところがその点でおそらく納税者
と税務署の問題が起ると思つて
あります。実際問題としては去年と
比べて二割ないし二割五分、これだけ
の増加を税務署が強制するようなこと
になるのじやないか。この成績を上げ
るためにいろいろ問題、トラブルが
起つて来るのじやないかというこ
思ふわけなので、むしろそれをやるた
めに、そして納税の成績を上げさせる
ためにわざと一箇月延ばす、こうい
うふうにししかたれないのであります
が、この点はどうでしょうか。

はり売る物の値段が高くなつて来ますと、仕入れる物も高くなりましようが、それはもちろんその際に正しく計算して出す、こういう原則になるわけでありませう。大体におきまして仕入額と売上高と平行して上つて行きますれば、従つてその点は物価が上つただけ所得がふえて来るということになりまして、反対に売る物よりも仕入れが高くなりますと、必ずしも物価が高くなつただけ所得がふえないかもしれませうが、反対に安い原料を持つていて高く売れた、こういう場合におきましては、これは物価が上つた以上に今度は所得がふえて来る場合もあると思ひます。しかしこれは個々の納税者によつていろいろ違ひますし、業態によつてもいろいろ違つて来ると思ひます。それをなお一々全部計算して予算を見積るといふことはなかなかむずかしいので、大体における課税所得の推移はどういうふうになるかというものをつかみままする数字といたしましては、やはり一番基本的には生産と物価がどうなるか。これが一番大きなファクターだと考へまするが、そういうような方法で私どもは課税所得を見積つておるわけでありませう。個々の納税者の場合は、あくまでも今申し上げましたように個別的に事情をよく調べてみて、それぞれ適切な計算をしなければならぬ。こういう建前にいたしておる次第でございます。

○米原委員 そこに問題があります。農民の場合にはことにはつきりして思ふところですが、米の上るよりも以上に肥料なんか上つてゐる。ところがそういうときにただ一般的な物価の上りだけで、見積りが立ててあるという

【奥村委員長代理退席、小山委員 長代理補席】

ところが問題があると思ひます。なるほど税務署で実査査定する場合に、個人々人について調べていることになつてゐるのは明らかです。

ところが農民の方は、帳簿をつけな

この場合幾つかの代表的な農家につきまして調べているわけでありませう。まして現実の収入と現実の支出を正確に調べて、大体農家の所得取入当り幾らの査定にするか、こういう計算をいたしておりませう。それでもちろんことしもそういう計算をやる見込みでございます。米が上る、反対に肥料が上る、肥料が上つた分は上つたものとして計算しておりませう。しかし生産資材の中におきましても、たとえば地下たびとか作業衣とかいうのは、去年一年に比べてましてやはり最近相当下つておりました。しかし必要経費に算入される物資にしても、肥料のようにマル公が不足されて上つて来たものもあつて、反対に昨年から今年にかけての一般物価の下落に伴ひまして、下つておるものも相当あります。そういうもの全体としましてそれ／＼ファクターを見まして、所得取入当りどのくらいにこれを査定するのがいかといふことを、実は計算しておりませう。そして最近の状況から見ますと、むしろ米の値段がマル公の関係で遅れてだん／＼に上つて来た。それによつて、最近では米の値段が上ることによつて、相当取入歩合はよくなるのじやないか。これはまだそこまで詳しく計算しておりませうが、今まで計算しておる二、三の事例を考へてみますと、どつちかと申しますと、米の大幅引上げによりまして、割合によくなるのじやないかといふ節が、多いのじやないかと見ておりました。その辺は個別的に各農家の所得の標準をつくる際に、あくまでも事実に基いて適正を期せばいいのじやないか。全体といたしましては、大体生産と物価との推移に

して、所得を計算して参りますと、必ずしもそれに應じない人もあり、必ずしもある人もありますが、見込みとしては、大体いいところに行くのじやないか、このように考へておりました。中小企業の場合においても同様でありまして、大体やはり商人の場合でも、取扱ひ数量の増減と、それから物価が高くなるか、低くなるか、それによりまして所得の計算が出て来る、こういう関係に相なつておると考へます。ことに営業者の場合におきましては、仕入れた商品——安いときに仕入れまして、高くなつてから売るといふ関係になります。これは物価の値上り以上に所得がふえて来る。反対に高く仕入れまして安く売りますと、物価が下落した以上に所得が減つて来る、こういう関係もあるのじやないか、最近の大体の状況から見ますと、高くなつたり安くなつたりしておりました。やみ物価等は相対的に下落しておりましたけれども、全体の水準は、生産財の方は昨年より高めで、消費財の方は低めになつておりました。今申し上げましたような見積り方もやりませう、まず妥當なところに行くのじやないかというふうに考へます。そうしまして、あくまでも個々の納税者の所得は、さつき申しましたように、農業の場合でも、帳簿のない方には、所得の標準率をつくりまことに、個別的なサンプル調査をしつかりいたしまして、それで計算するといふことにいたしますれば、具体的には、お話のような結果がなくて済むといふことになりませうし、かような方向に向つて鋭意調査の方針を進めておる次第でございますことを、重ねて申し上げます。

○米原委員 今の説明で、サンプル調査のやり方でやられるというのはいかたが、それなら一通りは理由は立つておると思ひます。ところが一般的なこの補正予算に組まれておる予算額、これはそういうサンプル調査を基本にしたものではなくて、ただ生産の増大と価格の値上り、これだけ見積つたよ

○平田政府委員 今申し上げましたように、個々の納税者につきましては、若干のこのほごがあるだらう。ある納税者は、価格が上つた以上に利益のふえる人もあるでしようし、ある納税者は、価格が上つたほど、必ずしも所得のふえない人もあるでしようし、農家の場合におきましても、米と麦、あるいは、果実、いろいろの場合におきましても、それ／＼の差はあると思ひます。大体そういうものを集計して合計を考へますと、結論としましては、生産と物価で見合すと、大体において大差がないような状況になると思ひます。これを考へまして、予算の見積りをして、一々そういうものを積み上げておるというものは、どうも

といたしましては、去年の課税実績から、今申しましたような要素で算定いたしました。見積りを立てておるような次第でございます。もちろん二十四年度の課税実績をもとにしておりますから、この実績に今申し上げましたようなものが積み上りまして、結論が出ておられます。それを引伸ばす場合におきましては、大体生産物価あるいは営業所得については、課税が多いという非難が確かにあるのをごさいます。が、能率を上げ、営業者の申告成績をよくしまして、見積りの正確を期しておるわけでございます。これ以上程度のささいな見積りをさせるということ、なかなかむずかしいのじやないか、かように考えております。

○米原委員 なぜこんな問題ばかりごまかく聞かぬかという、実際問題としては押しつけのものが実に多い、その点がきのうも問題になっておりましたが、今おつしやつたようなやり方で行けば、やはりことにも強権的な取税が行われることになるのじやないか、そういうつもりで私は聞いたのです。大体予算を立てるときに、サンブ調査をやつたものと、こういふ大ざっぱな見積りと狂いはないとおつしやいます。これはもう簡単に言えないのじやないか。そう同じような割合で、消費材も、生産材も、物価は上つていないのです。むしろ消費材は下つておるといふ面が相当あります。そういう点から見て、これは非常に不自然な計算ではないかと思わざるを得ないのです。これは議論になりますから、私の質問はきょうはこれだけにいたします。

○奥村委員 午前中から米原君の、特

に申告納税の税収見積りに対する御質問に關連して、この点のみを二、三お尋ねしたいと思つております。ほかにも質問があります。なるべく私は御遠慮申し上げます。

それはやはり申告納税の税収の、特徴収歩合を甘く見ておられるということについてであります。まず七月の予定申告を土台として税収見積りをしておられる。それは七百二十一億と税額を見ておられる。これについても実はまだ議論はありますが、一応それは午前中も話が出ましたのでおきまして、その次の問題に移りたいと思つております。

すなわち一億七百二十一億円を、七月予定申告の実績を基礎として見積つておられる。ところがその後の生産及び物価あるいはいろいろな事情から、結論として千九百九十四億を見積つておられる。これだけをつまみ徴収決定をせられるお考えであらうと思つておられます。そうしますと、七百二十一億からなお五百億増加される、こういふふうに見ておられるわけでありまして、それが今度は二月の確定申告におきまして、予定申告よりも減る部分もあるし、あるいは多少ふえる部分もあるでしょうが、一億七百二十一億という、この予定申告の基礎による金額でもつて、確定申告が大体出るものと思つておられます。あるいはその他いろいろほかにも徴収漏れもあるでしょうが、そう大してかわらないのじやないか。そこで結局更正決定によつて五百億近くのものが見られるのじやないか。そうするとこの五百億というものの更正決定については、平田局長のお考えになるように、そう簡単にこれは行かぬ

のじやないか、こういふふうにお尋ねのじやないか、この更正決定の分は五百億に對して、おそれくこれは年度内の収入は、五百億に對して三割見当に

のじやないか、こういふふうにお尋ね願つたと思つております。この所得税額の変動は、所得の変動より相当大幅に動くという事は、前々から申し上げておるわけでありまして、一例を申し上げますと、農業所得の場合、特に皆さんに御徹底願つておきたいと思つて、農業所得の総平均は、大体一戸当り十万円をちよつと越えておられます。それでたとえ家族四人おられますと、基礎控除が二万五千円と、家族控除が四万八千円、合せて七万三千円、これを所得金額から控除して課税所得が出て来るのであります。その額は二万七千円ということになります。それに対する税額を求めますと、二〇％で五千四百円、こういふ税金です。ところがこの所得がかりに一割ふえたとしますと、課税所得は二万七千円に一万円を加えて三万七千円になりまして、税額から申しますと、三万七千円の二〇％でありますから七千四百円になるのであります。そうすると税金は、五千四百円から七千四百円になりますので、所得が一割ふえると、税額においては三割以上ふえる、実はこういふ關係になるのであります。その他営業所得においてもすべ

と同様であります。所得の増と税額の増との間にあります。相当の開きが出て来るのであります。そのほか累進税率の關係で、一段階上りますと、税額の増が非常に出て来るのであります。所得税は景気変動に對して非常に敏感でありまして、所得が減ると相当減つて来るし、反対にふえたと相當ふえて来るのであります。所得のふえた結果は、今まで失格の人まで含まれるようになりますから、さらにこまかい分析を要するのであります。これが、この表で所得金額の増加歩合、それから課税所得金額の増加歩合と、税額の増加歩合、この三つを比較検討を願ひますと、その關係がよくわかるのであります。従ひまして私どもとしましては、そういうことをできるだけしさいに見積りまして、この数字を出しているわけでありまして、米価の引上げ、生産の増加等によりまして、實際の所得が一割五分ふえるか、二割五分まで営業所得がふえるか、これが問題であります。私も事実そうなると思つておるのであります。それを認め願ひますれば、結論としてはこのような数字が出て来るのであります。

そこで第二の問題として、それは一体納税者はそんな申告をするだろうかという問題になるのであります。これはお話の通りなかに「簡単な仕事ではない、こう考へておるのであります。でございますが、農業所得の場合には比較的標準率が出ておられます。この標準率をつくる際に、さつき米原さんからお話になりましたように、必要も全部織り込みまして、サンブ調査をやりまして、それで米につきましては何円の収入があるか、これを

調べまして、その収入金額から当期所得率幾ら、こういう率をつくるわけでございます。このつくりやすさときにおきましては、できるだけだけ町村等の意見も聞くことにはいたしておりますが、それで計算いたしますと、比較的簡単に計算が出て来る。それから納税者の個々の事情によりまして、いや自分是非常に肥料の安いとき買ひこねたとか何とかいふ事情は、これはまた個別的に申しやうしなければならぬと思つてあります。そういう要素がございませうけれども、大体はそれでこの所得が農業の場合には出て来る。そして町村等に指導してもらいますと、所得金額としては去年十萬五千円であつたものが、今年十一萬五千円申告してもらつたといふようなことが、比較的わかりやすく出て来るのであります。そうしますと、税金がおのずから出て来るということになりまして、私は申告は、できるだけ納税者側におきましても勉強して、納税者によく話す。納税者もやはり税金を納める氣でやつてもらふ。最近とにかく頭から納めない氣でかかつて来る納税者もございまして、これではどうもしかたがないのであります。結局最後はけんかすくになる場合もございまして、税法できまつたものはいたし方ないとして、納める氣でかかつてもらえば、私はよほど申告の成績はよくなり得るのではないかと、いうことを確信しております。またそういうならなければ、実は申告所得税はもう行かないという風に相なりまして、そういう点が今後二、三年の間に、どの程度まで改善できるかできないかによりまして、この申告納税制度の可否を決定しなければならぬと思ひ

ますけれども、相当行き得るといふように思つております。営業の場合におきましては、なか／＼農業ほど簡単にいきませんので、おそらく納税者と意見が違ふ場合も出て来るだろうと思ひます。従ひまして役所の側におきましては、できるだけ「最近もぼつ／＼」調べておりますが、十二月から一月にかけては個別に調べて、三割ないし四割の納税者につきましては、帳面を調べて、実情を把握するといふことを一生懸命やつております。そして、税務署へ相談に見えた場合に、役所の調べはこのくらいになつておるといふようなことが言ひ得ると思ひます。極力申告を出してもらつて、話を事前にやつておく、そうしますと納税の成績も比較的いいのではないかと、このようにお考えの方で、一月申告期限を延ばしたわけでありませぬ。もちろん先ほど米原さんからお話のように、予算できまつておれば何んでもありません。押しつけるという様な気持はありません。大体今申し上げましたような方法によつてやりますれば、結果としてこの程度で成績が上がるのではないかと、この程度の見込みを、実は立てておられるわけでありまして、そういう点から申し上げますと、私どもの徴収歩合七五％を見ることにつきましても、これは努力次第ですが、その食ひ違ひはないのではないかと、このように見ておるのでございませぬ。それと、昨年も予算では七四％見て六三％ぐらゐの成績しか上らなかつたのぢやないか、このように点もございませぬが、これは午前中説明しましたように、実は誤謬訂正前の当初決定額をもとにしたのでありますが、

今年からは予定申告ではつきり直したところが出て来たので、それをとりまじらして、少し成績のぐあいは上つておるようでありませぬ。従来と比べまして特に引上げておるといふことはございませぬ。若干は税の負担は下つたのでありますから、納税者も奮発して、もたらう、税務署も徴収成績をよくする。とにかく昨年は千九百億を決定した。それを今年には千九百億を見込んでおる。七百数十億の減税が今年の税法改正で実行になつておるのです。そういう点を考慮に入れますと、この様な見方をしますのは至極適切ではないか。またこれくらいはやらなければ、勤労所得者と間の負担の均衡がとれないので、納税者も勉強をし、税務署も一生懸命努力しまして、大きなトラブルや文句なく、申告所得税が納まるように努力すべきではないか。このように主税局としては実は考えておる次第であります。

○農林委員 非常に御丁寧に御答弁になりましたが、かんの要点にはどうも触れておられぬように思ふので、重ねてお尋ねいたします。私はこの申告納税の見積りが昨年も今年も甘過ぎたといふことは、これは日本の税制の、特に申告納税の成功のために、これは非常に阻害をしたと思ふ。昨年の申告納税の見積りで千九百億を見積つたといふことは、これはたいへんな間違ひであつた。その見積つたことをどうしても徴収決定しなければならぬといふことであつた。その問題になつた。いわゆる参考指示額と申しますか、割当と申しますか、ああいうような調整をやつたわけでありませぬ。それでその見積りが不当であつたといふ証拠として、す

で実際は千三百七十億しかとれない。昨年御存じの通り補正予算で千七百億、二百億の見積りを減らされた。ところが今年度のこの千五百億の税収見積りも非常に甘かつた。甘いといふことはすでにわれ／＼は大蔵委員会十分お話を申し上げた通り、今回三百三十億を補正なすつたので、これはけつこうであります。その補正のなさり方が私はまだ足らぬと思ふ。これはやはり思い切つてたび／＼補正することのないような、もつと実態に合う見積りをされるのがほんとうじやないか。その意味でどうもわれ／＼として、まだ納得が行かぬ点があるのでお尋ねをいたします。

第二に本年度の申告税につきまして、すでに三百三十億円の滞納がある。これはどういふわけか。そこで七月予定申告を基礎として七百二十一億の税額になつておる。そうすると三期で分納納税するのでございませぬから、大体七月予定申告の分は二百四、五十億、この二百四、五十億円の税額に對しまして三百三十億円の滞納があると申すことになる、この七月予定申告そのものは、はたして納税者はこれを納めるつもりで申告したのかどうか。これは更正決定のやり方のよりに、やはり税務署の方でも法律通りに前年度の実績を出すべきだと、むりに令書を押しかけて、徴収の方はとれるかとれぬかおつかまいなしに、この令書を出したのではないか。こういうことではなからぬか。こういうことではなからぬか。この点はどういふ事情でありますか。この点はどういふ事情でありますか。どういふことに御解釈

になつておられるか。

○平田政府委員 今お話の滞納は、おそらく第二期分までを含めた税額の滞納額と見ておられます。と申しますのは十月末の数字だろふと思ひますが、十月は第二期に該当しておるのでございませぬ。

そこでいま一つ問題になりますのは、過年度分の滞納が大分お説のように残つております。何としましては、過年度分を片づけることが大事であるといふことで、極力過年度分の滞納の整理に努めておるわけでありませぬ。従つて九月、十月ごろ過年度分で徴収しました分が相当残つておりました、そういう関係もあつて、一期分の滞納が若干残つておるといふことは確かに事実でございませぬが、この点につきましてはさらに十一月、十二月と滞納整理を続行いたしておるわけで、来年の一月あたりからは今年度の滞納の整理にさらに一層努力をしよう、こういう関係ももう一つあるかと存じます。それで私ども何と申しましても営業所得その他の見積りにつきましては、あくまでも実際の状況を考慮すると同時に、いかにすれば適正になるべきかといふことを考へつつやるべきであります。市町村民税の徴収の実績等にかんがみましても、むしろ勤労者の税額に比べまして、営業者等の税額は生活程度その他に比べて低いといふこととは、これは常識じやないか、この思ふのであります。そういう点の調査を極力やはり適正化し、さらに納税者にも勉強してもらひまして、負担のバランスをはかる必要がある。このように考へておるわけでありませぬ。しか

わけには参りませぬので、今申し上げましたように最近までの大体の数字等にかんがみまして、見積りといいたしましてはできるだけ正しい見積りをしよう。今農林委員のお話になりましたように、確かに今までは当初決定額をもとにした金額を引伸ばして、それで七五％ぐらゐの数字を見ておつたのであります。そこですでに問題があつたのだらうと考へまして、今回は若干審査で残つておる分も含まれておりました金額を引伸ばして、計算しているような点は、私はよほど今回の見積りで考慮に入れておるといふことは、言ひ得ると考へるのでございませぬ。

○農林委員 私の資料が不十分であるかどうか存じませぬが、国税庁からの資料によりますと、九月末の本年度の滞納が二百二十億ほどあるように見えるのであります。そういたしますと現在の滞納といふのは、大体七月予定申告でないのかと思ひますが、これはまたあとからお調べ願ふことといたしまして、ともかく七月予定申告の実際の納税状況は、非常に芳しくないと私は見ておるのであります。これを土台として、うまく行つて確定申告が七百二十億ぐらゐになるんじやないか。税務署のお調べになつて決定されたのは、更正決定の分に入れるべきだと思ひます。つまり所得の脱漏、それから新たに捕捉した分は、更正決定の分と見るべきであります。更正決定の分は従来非常に納税歩合が悪いので、まあ三割程度、こういうことになりませぬ、この七百二十億の確定申告の分の歩合は七五％でけつこうであります。更正

決定の分の五百億、これは昨年の例に徴しても非常に歩合が悪い。私は六三%の昨年の実績以上にはとうていむりだと思ふのでありますが、私のお尋ね申し上げておることは、要するに来年の二月に確定申告が七百二十億程度でとどまるので、あの今同増収の見積りをしておられる五百億は、更正決定で徴収決定をなさることになるんじゃないかと思ふますが、その点はどうお考えですか。

○平田政府委員 今の点が非常に大事な問題だと考えておるわけでございませぬが、私もさつき申しましたように、農業所得等につきましては、標準率の調査を極力適正化しまして、申告前に納税者に標準率をみな知らせてしまふ。もちろん強制するわけではございませぬが、税務署としては今年の米一石当りの所得はこれくらいに見えておる、こういうことを納税者に、事前に町村役場等を通じて知らしておこうと考へておるのであります。昨年もそういうことをやりました、成績を非常によく上げておる例があります。新潟県等はその例でございまして、新潟県等はほとんど納税者に対しては更正決定をやつておりませぬ。全体の一例にも足らないような数字でありまして、北陸におきましてはそういうことでもよく行つておるところが大分あるようであります。従いまして申告は若干遅れましたも、事前に申告の基準と申しましたか、それを示しまして、それで申告してもらいたい。もちろんこれは個々の納税者によりまして実情が違ひますから、補正するわけじやございませぬ。自分が正しいと思ふ人は、別にそれによる必要はないわけでございますが、

ただそういう方向に行きますれば、農業等につきましては、税務署の調査額よりも申告で出て来る税額は相当増加するんじゃないか。ここで営業につきましては実は一番苦勞を要するところでございますので、さつきも申しましたように、実額調査を——最近そろそろサンプル調査を大分やつておりますが、今後さらに続行いたしまして、三割ないし四割の営業者の納税者の方々につきまして実際に所得を調べます。そうしますと、納税者が所得を申告する前にある程度のはわかかつて来る。そうしますと、そういうものに基きまして、申告でできるだけ税務署の調査に近いところが出るように相談する。またそうしますと申告の成績も相当よくなつて来るだろう。そうしますと、納税者の成績も上つて来る。それから、納税の成績も上つて来る。これを契機として非常に期待して、そういう方針で国税庁と目下全面的に計画を立てて進めておるわけでございませぬ。そういう点から、私は大体この程度に見るのはさうむりではなからう。

ももちろん納税者も相当勉強してもらわなくてはならぬし、役所の側におきましても、自然にほうつておいて上る成績ではないと思ふます。やはり相当適正課税及び税の適正な納付ということに努力は要すると思ふます。相場の努力をいたしますれば入つて来るんじゃないか。ただし昨年下半期の情勢のように、物価がどん／＼下つて来る、金詰まりが激化するといふような情勢になつて来まして、昨年の二、三月ごろのようになりまして、なか／＼と簡単に銀行が閉鎖すると思ふますが、今のところは皆さん大体御懸念

になつておりますよな心配も、まさなからうというふうに考へまして、見積りしておるわけでございませぬ。ただ経済情勢にさらに急激な変化があるならば、これは奥村さんのお話のように少しどうもむりなところが出て来るのではないかと思ふますが、今のような状況が大体今後続く。むしろ中小企業等につきましては、漸次特需等の浸透も若干ながら出て来るということも考へられます。まず安当ではあるまいか。またこの程度は納税者も勉強しても勤勞所得者との間にバランスを失し、それがひいて住民税の負担の不公平になりまして、結局税の負担が不公平というふうな非難を受けるような結果になると思ふます。政府といたしましては極力個別的に課税の適正公平を期する。これを鉄則といたしまして、このよな成績をあげるべく努力したい、かように考へております。

○奥村委員 ただいまの答弁によりまして、このくらいはとりたいたいのだ。まずそのためにはさういふ対策をとつておる。さういふさういふ御答弁に承るのですが、税収見積りはこのくらいとりたいのだというよりも、客観的にこの程度とれると、もう少し客観的な見通しを立てるのが当然だと思ふます。これくらいとらなければならぬ、またやりたいたいのこと、またそれによつて国税庁がその税収をあげなければならぬというふうな御話があるならば、先ほどかいらい／＼お話がありますよな弊害が起る。私はもう少し客観的な見積り、当然このくらいの見積りは間違いないのだという御説明を開きたかつた

が、その点の御説明が足りないように思ふのであります。○平田政府委員 その点はくれ／＼も申し上げておるわけで、たとえば申告の資料についてもさういふことをする。これはいいことではございませぬ。何も悪いことではないと思ふます。農民につきましてもサンプル調査を徹底的にやつて、それによつて標準率を的確化して、それによつて課税をやつてもらうというのを、役場を通じて願ひますが、これはいいことだと思ふます。しかも今までの経験から願ひまして可能性があると私は考へております。営業者につきましても三割ないし四割の個別調査というものは、国税庁はすでに予算を見積ります前年から計画を立てまして、実行いたしてございませぬ。それも大体において実行できるのではないか。さう見ておられます。さういふことをやりますればこのよな結果が生れるだろう。さういふことではございませぬ、もちろんさつき申しましたのはさういふ適正課税、納税の促進ということについて努力するのは当然のことと思ふますが、それが現在考へられるよな標準、現在考へられるよな条件のもとにおきまして、できる範囲内ですらういふことを予測いたしまして、それで見積りを立てるとさういふことは、決して奥村さんのお話のよな非難を受くべき筋合ひのものではない、私はかように確信をいたします。奥村さんは反対に予定申告の税額だけを、断定しておられるよなございませぬが、さういふ断定は私も必ずしも

も正しくないというふうに考へるわけでありませぬ。ただこれはあくまでも一つの予測であり見積りでございませぬから、結果におきまして若干の狂ひが来るか来ないか。これはもちろん実績が出ないといわかりにくいと思ふますが、今までの実績の中で、それから経費情勢につきましても、去年の下半期からことしの上半期へかけてのよな物価の顯著な下落の傾向がないので、これは私もさうむりはない予測だと考へます。かようなことを考へますと、さつきこのよな計算をするのが安当でないか、さういふふうには考へておる次第であります。

○奥村委員 私はこの確定申告のほかに、更正決定を五百億するのはいか、悪いとかいふのじやなしに、さういふ徴収決定をなさつても、実際国家に入る徴収歩合の見積りが甘い。徴収歩合のことを言つておる。それでただいま局長の御答弁は、大体直税の方でこのくらいの決定はしたい。また所得の捕捉はしたい、さういふふうによつておるので、それはけつこうでありませぬ。しかし今日の税務行政といふものは、この徴収決定——直税の決定の方と実際の徴収の方とは非常に離れておる。徴収を決定したから必ず税金が入るといふのは違ふ。特に大阪方面のごときは徴収決定と実際の徴収歩合は、特にひどいところになると、徴収歩合が二割あるいは三割というところがある。それで私の言ふのも、徴収決定よりも今の予算の見積りには、実際入つて来る金でありますから、この七五%が甘過ぎるというのを申し上げたのです。これはしかし議論にわたります

が、その点の御説明が足りないように思ふのであります。○平田政府委員 その点はくれ／＼も申し上げておるわけで、たとえば申告の資料についてもさういふことをする。これはいいことではございませぬ。何も悪いことではないと思ふます。農民につきましてもサンプル調査を徹底的にやつて、それによつて標準率を的確化して、それによつて課税をやつてもらうというのを、役場を通じて願ひますが、これはいいことだと思ふます。しかも今までの経験から願ひまして可能性があると私は考へております。営業者につきましても三割ないし四割の個別調査というものは、国税庁はすでに予算を見積ります前年から計画を立てまして、実行いたしてございませぬ。それも大体において実行できるのではないか。さう見ておられます。さういふことをやりますればこのよな結果が生れるだろう。さういふことではございませぬ、もちろんさつき申しましたのはさういふ適正課税、納税の促進ということについて努力するのは当然のことと思ふますが、それが現在考へられるよな標準、現在考へられるよな条件のもとにおきまして、できる範囲内ですらういふことを予測いたしまして、それで見積りを立てるとさういふことは、決して奥村さんのお話のよな非難を受くべき筋合ひのものではない、私はかように確信をいたします。奥村さんは反対に予定申告の税額だけを、断定しておられるよなございませぬが、さういふ断定は私も必ずしも

から……。しかし今年度特に地方税の
滞納整理その他いろ／＼な情勢を考
えると、私は確かにこれは甘過ぎる。こ
れは来年になつてどちらが正しかつた
か、ひとつやつてみたいと思ふのであ
ります。

まだ二、三質問がありますが、この
程度で終つておきます。

○小山委員長代理 本日はこれにて散
会いたします。

午後五時七分散会

〔参照〕

国民金融公庫法の一部を改正する法
律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年十二月十五日印刷

昭和二十五年十二月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所